

真庭市過疎地域持続的発展市町村計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

岡山県真庭市

目次

第1章 基本的な事項.....	1
1 真庭市の概況.....	1
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	1
(2) 過疎の状況.....	2
(3) 社会経済的発展の方向.....	4
2 人口及び産業の推移と動向.....	4
(1) 人口の推移と動向.....	4
(2) 産業の推移と動向.....	6
3 行財政の状況.....	7
(1) 行政の状況.....	7
(2) 財政の状況.....	8
4 地域の持続的発展の基本方針.....	10
(1) 真庭市のまちづくりの基本理念と将来像.....	10
(2) 基本的な施策の方向.....	10
5 地域の持続的発展のための基本目標.....	11
6 計画の達成状況の評価に関する事項.....	11
7 計画期間.....	11
8 公共施設等総合管理計画との整合.....	12
第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	13
1 現況と問題点.....	13
移住・定住・地域間交流の促進.....	13
人材の育成.....	13
2 その対策.....	13
移住・定住・地域間交流の促進.....	13
人材の育成.....	14
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	14
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	15
第3章 産業の振興.....	16
1 現況と問題点.....	16
農業.....	16
林業.....	18
地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進.....	19
商業.....	21
観光又はレクリエーション.....	21
2 その対策.....	22
農業.....	22
林業.....	22
地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進.....	23

商業.....	23
観光又はレクリエーション.....	23
3 連携について.....	24
4 事業計画（令和3年度～7年度）.....	24
5 産業振興促進事項.....	25
（1）産業振興促進区域及び振興すべき業種.....	25
（2）当該業種の振興を促進するために行う事業の内容.....	25
6 公共施設等総合管理計画等との整合.....	25
第4章 地域における情報化.....	26
1 現況と問題点.....	26
通信・情報.....	26
2 その対策.....	26
通信・情報.....	26
3 事業計画.....	27
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	27
第5章 交通施設の整備、交通手段の確保.....	28
1 現況と問題点.....	28
道路網の整備.....	28
交通の確保.....	28
2 その対策.....	28
道路網の整備.....	28
交通の確保.....	29
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	29
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	31
第6章 生活環境の整備.....	32
1 現況と問題点.....	32
水道施設.....	32
下水道施設.....	32
ごみ、し尿処理施設.....	33
消防、救急.....	34
安全で安心できる地域づくり.....	35
住宅の整備.....	36
その他.....	36
2 その対策.....	36
水道施設.....	36
下水道施設.....	36
ごみ、し尿処理施設.....	37
消防、救急.....	37
安全で安心できる地域づくり.....	37
住宅の整備.....	38

その他.....	38
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	38
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	39
第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	40
1 現況と問題点.....	40
児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援.....	40
高齢者の保健及び福祉.....	40
地域福祉及び心身障がい者福祉.....	42
2 その対策.....	42
児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援.....	42
高齢者の保健及び福祉.....	42
地域福祉及び心身障がい者福祉.....	42
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	43
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	43
第8章 医療の確保.....	44
1 現況と問題点.....	44
2 その対策.....	44
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	45
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	45
第9章 教育の振興.....	46
1 現況と問題点.....	46
学校教育.....	46
集会施設、体育施設、社会教育施設等.....	48
2 その対策.....	48
学校教育.....	48
集会施設、体育施設、社会教育施設等.....	49
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	49
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	51
第10章 集落の整備.....	52
1 現況と問題点.....	52
2 その対策.....	52
3 公共施設等総合管理計画等との整合.....	52
第11章 地域文化の振興等.....	53
1 現況と問題点.....	53
2 その対策.....	53
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	53
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	53

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進.....	54
1 現況と問題点.....	54
2 その対策.....	54
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	55
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	55
第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	56
1 現況と問題点.....	56
2 その対策.....	56
3 事業計画（令和3年度～7年度）.....	56
4 公共施設等総合管理計画等との整合.....	56
【参考】事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）.....	57

第 1 章 基本的な事項

1 真庭市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

自然

本市は、岡山県北部、中国山地のほぼ中央に位置し、北は鳥取県に接し、東西に約 30km、南北に約 50km、総面積は約 828 km²で岡山県の約 11.6%を占め、県下で最も広い面積を持つ自治体となっています。

北部は大山隠岐国立公園内の「蒜山」を擁し、「蒜山三座」をはじめ津黒山等標高 1,000m 級の山々が鳥取県との県境を形成し、その南側には、蒜山高原や津黒高原等の広大な高原地帯が広がり、牧歌的な高原風景を醸し出しています。

また、本市は、岡山県の三大河川の一つである旭川の源流地域であり、この旭川がほぼ中央部を支流と合流しながら南下しています。流域には、「美作三湯」の一つである湯原温泉郷や神庭の滝等、数多くの観光資源が点在しています。また、南部には旭川に沿って肥沃な平坦地が広がり、農用地及び商業地・工業地が形成されています。

気候は、北部は気温が低く、雨量、積雪ともに多い積雪寒冷地帯及び豪雪地帯に属する一方で、南部は温暖少雨の内陸性気候となっています。

歴史

本市は、古くから東西南北文化圏の接点であり、交流と融合の歴史を重ね、北部は山陰文化、南部は吉備文化さらに大和文化の影響を受けています。

1603 年森忠政が大庭・真島郡を含む美作一国を領有し、津山を拠点に施政を行いました。1697 年後継問題で改易されました。幕府の代官による 1 年間の統治を経て、1698 年松平家が津山に入り美作国の一部を領有し、両郡は幕府領と津山藩領の分割支配となりました。その後 1764 年三浦家が幕府領を与えられ真島郡の勝山に入り、1817 年松平家も大庭郡等の支配を回復します。備中国に属する北房地域も、備中松山藩、新見藩、伊勢亀山藩等の支配が入り組み、複雑な経過をたどりました。

真庭の名称は、明治 33 年（1900 年）大庭郡、真島郡のそれぞれの郡役所を廃止して、勝山地域に真庭郡役所が置かれたことに由来します。

平成 17 年 3 月 31 日、地域の発展を目指して、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の 9 ヶ町村が合併し、市民の意見を反映すべく新市名を公募し選定した結果、歴史的な真庭の名称を生かすことになりました。

そして、令和 3 年 3 月、合併して 16 年を迎えました。

社会的経済的条件

本市は、中国縦貫自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線の 2 つの高速自動車道が東西南北に走り、市内に 5 つの IC（インターチェンジ）を持ち、京阪神、四国、山陽、山陰経済圏域との結びつきを強めています。鉄道は J R 姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しています。

また、市内には、岡山県が真庭産業団地を久世 IC に隣接して整備しているほか、近年、環境への配慮から本市の豊富な地域資源である森林や木材を生かした木質バイオマスが脚光を浴びています。

このような中、循環型社会の形成や、低炭素社会の実現を目指して、木質バイオマスを各種の産業用燃料として地産地消し、また工業製品の原料として販売していく地域連携の仕組みが整い、木質バイオマスを活用した発電所も建設され順調に稼働しています。発電所の稼働に伴い、地域経済の安定性が増しつつあります。

また、地域資源を活用し、環境に配慮した新たな商品ブランドの構築や自然再生への取組を観光地域づくりに結びつけることで、より地域の付加価値を高めています。

今後は、これらをさらに発展させ、バイオマスを原料としたより付加価値の高い材料の開発や、新たな事業の創出に向けた展開が大いに期待されています。

また、新しい木材製品である CLT（直交集成板）を普及推進し、木材需要の拡大及び関連産業の裾野を広げることで、本流とバイオマス利用の両輪により、林業や木材産業の振興、森林機能の回復、雇用の創出等地域力の向上が期待されます。

さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する新たなバイオマス活用が始まり、地域資源を生かした取組が広がっています。

そして、平成 30 年本市は SDGs 未来都市に認定され、持続可能な社会の実現に向けて取組を進めています。

（２）過疎の状況

①人口等の動向

昭和 30 年代後半からの高度経済成長に伴い、全国的に人口が都市に集中し、本市でも人口の流出が続き、昭和 35 年の 76,378 人から平成 27 年は 46,124 人と 30,254 人減少しています。また、合計特殊出生率こそ県下で高い水準を維持しているものの、生産年齢人口や年少人口の減少など、今後も少子高齢化による人口減少の傾向は続くと考えられます。

②これまでの対策と現在の課題及び今後の見通し

ア 産業の振興

若者の流出や少子高齢化等により人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、基幹産業である農林業の担い手不足や耕作放棄地の増加が深刻な問題となっています。また、商工業等においても雇用と働き手のマッチングにズレが生じるなど若者が流出する大きな要因となっています。

本市は古くから「美作材」の産地として知られ、豊富で良質な森林資源を背景に、原木市場、製材所、製品市場等の生産・流通拠点が形成されてきました。しかし、新築住宅建築戸数の低迷をはじめとする様々な要因により、木材需要は低下し、木材関連産業の、山を育て、木を切り、木を使い、また山を育てるという持続的な経営が難しくなっています。森林・木材・バイオマスに関係する地域産業の底上げが必須です。

平成 27 年 4 月に稼働を開始した真庭バイオマス発電所は、未利用木材や製材端材の受け皿となり、木を使い切る取組として成果を生んでおり、地域経済の安定性の向上と環境に配慮したゼロカーボン化を両立した取組として、地域内外から高い評価を得ています。

また、木質構造用材料として主に国産材を使用する CLT は、非住宅を中心に中高層建物でも普及してきていますが、国産材の需要拡大と地域産業の発展のためには更なる活用が求められています。

このように地域の強みを生かし、これからの時代に求められる産業を育成することで次世代の活力につなげることが課題となっています。誰もが生きがいを持って働き、生み育て、生活を維持していくために、「しごと」の持つ経済的基盤と豊かなライフスタイル実現の二つの価値を実現できる環境づくりへの取組を都市住民に効率的に発信することで地場産業の雇用確保と農業や観光など基盤産業の支援につなげることが必要です。また、産業連関表の分析により市内基幹産業を明らかにし、効率的な投資を誘発することで、「モノ」と「カネ」が「回る経済」をつくる必要があります。

イ 交通通信体系の整備

本市においては、東西に中国縦貫自動車道、南北に中国横断自動車道が走っています。

また、国道 181 号、313 号、482 号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となっています。しかしながら、地形上、未整備で残る路線も未だ多く、今後も高速自動車道へのアクセスや、地域内外を結ぶ道路ネットワークの形成が必要です。

バス交通については、民間バス路線を維持しながらコミュニティバスの運行により交通不便地域における足の確保を図っており、計画的な公共交通の連携体制や、高速バスとの連携による他の都市間との広域交通ネットワークの強化が求められています。

鉄道は、J R 姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡しており、バス交通とともに公共的な輸送手段として、特に通勤・通学及び高齢者の利用上、その維持が求められています。

ウ 生活環境の整備

水道未普及地域の解消を図るため施設整備を進め、あわせて老朽管や施設の更新が必要です。

また、汚水衛生処理率は、岡山県平均を下回っており、今後も下水道施設整備（公共下水道、合併処理浄化槽）を促進し、環境への負荷を低減することにより、美しい自然を保全していくことが必要です。

し尿処理は、真庭郡新庄村、久米郡美咲町（旧旭町）、苫田郡鏡野町（旧富村）の 3 ヶ町村の事務委託を受け、本市と 3 ヶ町村分の処理を落合地域に設置した旭水苑で実施していますが、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）の整備に併せて、し尿処理施設を休止します。

ごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの 3 施設で行っています。

焼却施設の処理能力は合計 80t/日となっており、今後はごみの資源化に重点を置いて統廃合を視野に入れた中間処理施設の再構築を検討していく必要があります。

一般廃棄物最終処分場も埋め立て残余容量が少なくなっており、新施設の整備に向けた検討が必要となっています。

エ 高齢者福祉、その他の福祉の増進

老人福祉施設は、久世地域に整備している養護老人ホーム（平成 29 年度から民営化）のほか、民営の老人保健・福祉施設が立地しています。また、高齢化率は、平成 27 年の国勢調査で 36.6%であり、今後も高齢化率や高齢者世帯の増加等が見込まれることから、生活全般にわたる介護支援体制の充実に努めることが求められます。

オ 医療の確保

特に落合地域には病院が集積しているほか、湯原地域には温泉を利用した市立の湯原温泉病院が立地し、北部地域の中核病院としての役割を担っています。今後、通院のための交通手段の確保や各医療機関との情報共有・広域連携、ICT を活用したオンライン診療を始めとする訪問診療・遠隔医療等在宅医療体制の整備のほか、医師・看護師・検査技師・薬剤師等の医療人材、眼科・耳鼻科・産婦人科・小児科等診療科の確保・充実等が必要です。

カ 教育文化の振興

少子化により園児数が減少傾向の園があり、施設の統廃合の課題があります。

また、保育ニーズの高まりに対応するため、認定こども園の設置を進めています。

市内の県立高等学校は、令和 4 年度には 2 校 4 校地から 2 校 3 校地に再編され、勝山地域、落合地域、八束地域に立地し、普通科のほか経営ビジネス科、看護科、食農生産科といった時代の要請

に合わせた学科の再編が行われます。高校再編に伴い、教育環境の維持と地域の持続可能性に向けて、地域と連携した高校魅力化の取組を始めたところです。そして、多様な教育が行われているほか、川上地域には公益財団法人中国四国酪農大学校が立地しています。

また、市内各地に体育館や野球場など様々な体育施設があり、市民の健康維持や競技力向上のために利用されています。

キ 地域文化の振興

市内各地で伝承されてきた伝統芸能・行事は、地域生活に浸透し参加できる機会が多いものの、少子高齢化により保存伝承が困難になりつつあります。

平成 30 年度に中央図書館を整備し、6 つの地区館と連携し「本の香りがするまち」づくりに取り組んでいます。また、令和 3 年度には蒜山ミュージアムを開館しました。しかし、美術館等の文化の拠点となる施設が少なく、市民の創造性と好奇心に働きかける場づくりが必要です。

ク 集落の整備

山間地から中山間地に集落の点在する地域も多いため、これらの地域の市民にも等しく行政サービスが受けられる体制を維持することが必要です。そのためにコミュニティの再構築や協働のまちづくりの推進により、今後も活力ある地域を守り、定住人口の増加と地域活動を担う人材育成を図ることが必要です。あるいは、そこには住んでいないが、応援したいという関係人口を増やし、多様な人材が活躍し、地域に関わる実質的な人口を維持することが重要です。

(3) 社会経済的発展の方向

本市は木材の産地として知られ、生産から加工、流通まで体制が整い発展してきました。農林業等第一次産業が盛んなほか、蒜山高原や湯原温泉等多くの観光資源に恵まれています。

また、5 つの IC を持ち、岡山県北を支えるまちづくりを進めることが求められています。

さらに、平成 28 年には岡山市を中心とした連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結しました。岡山市等と連携して地域資源である森林・木材資源を活用した木質バイオマスや CLT を中心とした地域産業の振興による雇用の創出や新製品の開発、また、蒜山高原や湯原温泉等多くの文化・芸術・観光資源を生かした産業観光振興を主としたまちづくりを進めていく必要があります。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

本市の人口は、平成 27 年の国勢調査で 46,124 人と、平成 17 年と比べ 10.9%減少しています。昭和 35 年以降、人口は一貫して減少しており、昭和 50 年からは減少傾向が一旦ゆるやかになりましたが、平成の時代に入り、再び減少傾向が加速しています。

また、年齢区分別人口の推移をみると、高齢人口（65 歳以上）は 36.6%を占めており、平成 17 年に 31.9%であったことから、10 年間で 4.7%増加しています。

一方、若年者（15 歳～29 歳）は 10.3%と、今後も高齢化、少子化による自然減が予想され、さらに、地域の担い手となっている生産年齢人口（15 歳～64 歳）も一貫して減少の傾向を見せています。

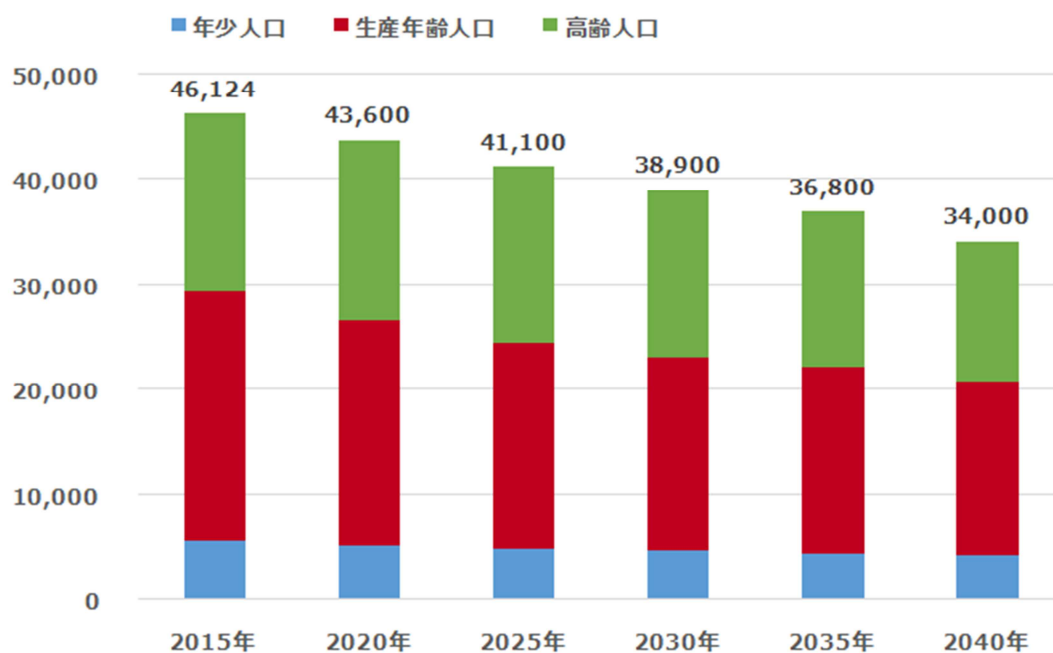
表 1-1 (1) 人口の推計 (国勢調査)

区分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数 ※	76,378	61,152	-19.9	58,754	-3.9	51,782	-11.9	46,124	-10.9
0 歳～14 歳	24,322	12,134	-50.1	10,662	-12.1	6,669	-37.5	5,519	-17.2
15 歳～64 歳	45,692	40,044	-12.4	35,783	-10.6	28,539	-20.2	23,649	-17.1
うち 15 歳 ～ 29 歳 (a)	15,664	11,151	-28.8	7,642	-31.5	6,524	-14.6	4,739	-27.4
65 歳以上 (b)	6,364	8,974	41.0	12,295	37.0	16,512	34.3	16,900	2.3
(a) / 総数 若年者比率	20.5%	18.2%	-	13.0%	-	12.6%	-	10.3%	-
(b) / 総数 高齢者比率	8.3%	14.7%	-	20.9%	-	31.9%	-	36.6%	-

※ 総数には不詳分を含む

資料：国勢調査

表 1-1 (2) 人口の見通し (将来人口フレーム (目標値))



2015 年は国勢調査人口

資料：第 2 次真庭市総合計画 (改訂版)

(2) 産業の推移と動向

昭和50年の就業割合は第一次産業が32.8%、第二次産業が30.9%、第三次産業が36.2%でしたが、平成27年の国勢調査では、第一次産業が14.1%、第二次産業が27.4%、第三次産業が57.4%となっており、産業構造が大きく変化しています。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数 ※	40,661	34,941	-14.1	32,234	-7.7	26,671	-17.4	22,921	-13.9
第一次産業 就業人口比率	66.1%	32.8%	-	21.5%	-	17.1%	-	14.1%	-
第二次産業 就業人口比率	10.2%	30.9%	-	36.5%	-	29.6%	-	27.4%	-
第三次産業 就業人口比率	23.7%	36.2%	-	41.9%	-	53.1%	-	57.4%	-

※「分類不能の産業」を含む

資料：国勢調査

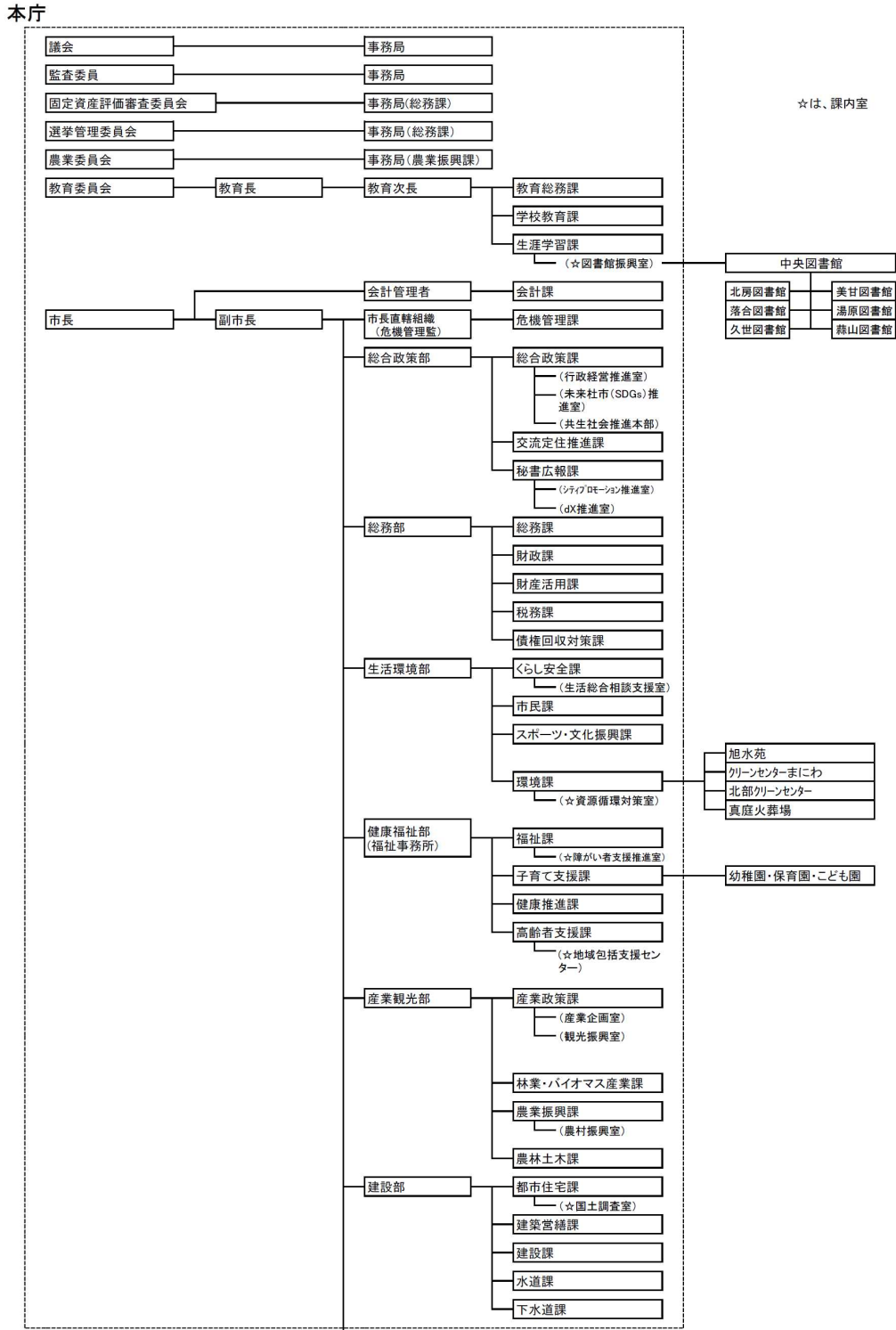
3 行財政の状況

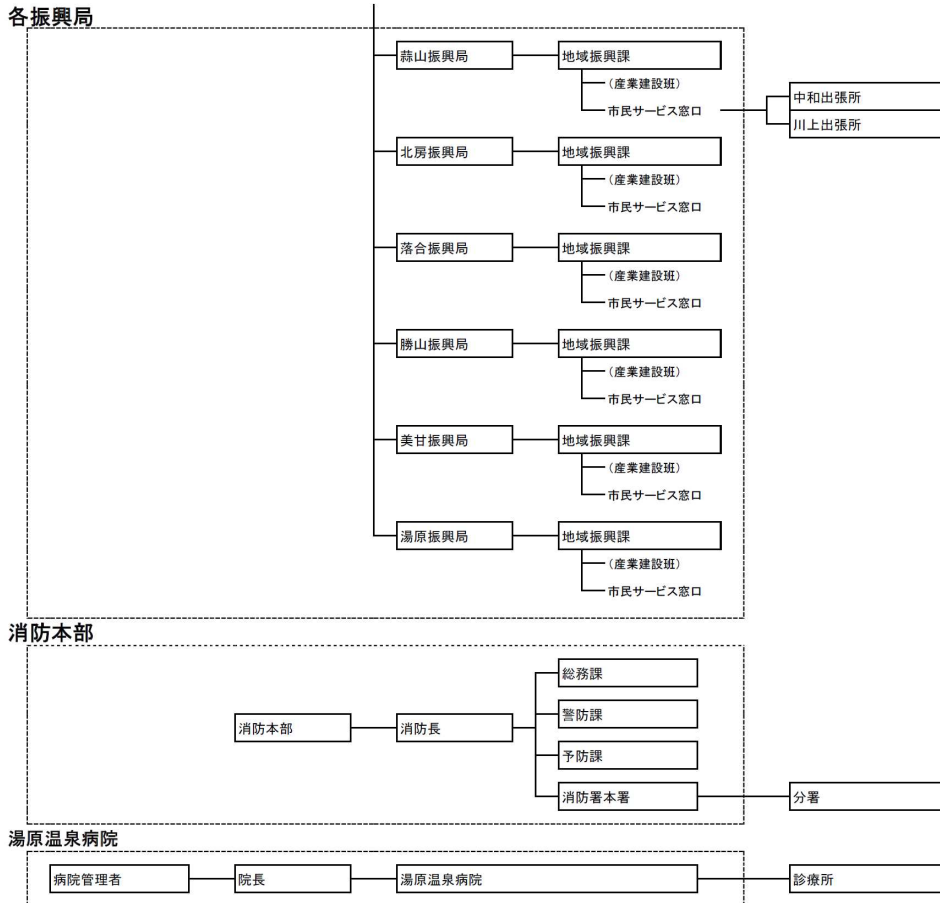
(1) 行政の状況

本市は、平成 17 年 3 月 31 日、真庭郡勝山町、落合町、湯原町、久世町、美甘村、川上村、八束村、中和村及び上房郡北房町の 9 ヶ町村の合併により誕生しました。

合併当初から、簡素で合理的な組織・機構を目指して常に改革を行っており、令和 3 年 4 月 1 日現在の組織は図のとおりで、本庁舎を中心に、市民の利便性確保のため 6 つの振興局を配置しています。

図 市の機構図（令和 3 年 4 月 1 日現在）





(2) 財政の状況

本市の収入は市税等の自主財源に乏しく、国・県補助や地方交付税などの財源に大きく依存している状況にあります。今後、人口減少による市税収入や普通交付税の落ち込み、全国的な課題である公共施設更新問題への対応、社会保障関連経費の増大など、財政の硬直化は確実に進んでいくと予測されます。

このため、行政評価を予算と密接に連動させ、最適な経営資源の配分を進めていく必要があります。財源についても、国県補助金の積極的な活用や、市債を発行する場合にも後年度負担に配慮したうえで、交付税措置のある有利な市債を活用するなど、効率的な財政運営に努める必要があります。

表 1-2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	32,628,106	33,312,916	32,232,344
一般財源	21,330,991	21,468,199	20,260,540
国庫支出金	2,728,219	2,384,588	2,285,715
都道府県支出金	1,696,450	1,616,560	1,826,606
地方債	3,695,190	4,480,323	3,137,360
うち過疎債	754,900	1,872,900	1,294,400
その他	3,177,256	3,363,246	4,722,123
歳出総額 B	31,117,584	31,442,811	30,910,038
義務的経費	13,182,883	12,930,540	13,087,027
投資的経費	4,982,146	5,595,650	4,823,863
うち普通建設 事業費	4,904,981	5,553,261	3,568,784
その他	12,952,555	12,916,621	12,999,148
過疎対策事業費	1,082,109	2,182,068	1,570,324
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,510,522	1,870,105	1,322,306
翌年度へ繰越すべき財源 D	189,265	90,073	248,046
実質収支 C-D	1,321,257	1,780,032	1,074,260
財政力指数	0.332	0.310	0.294
公債費負担比率	17.4%	15.4%	16.9%
実質公債費比率	14.5%	9.2%	10.1%
起債制限比率	9.3%	5.1%	5.6%
経常収支比率	81.2%	83.1%	90.4%
将来負担比率	75.6%	5.8%	-
地方債現在高	37,125,548	35,825,569	37,376,177

資料：真庭市

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	23.6	42.5	51.4	54.8	55.7
舗装率 (%)	45.0	80.2	85.2	87.2	87.7
農道 延長 (m)	390,000	306,000	394,000	494,804	480,818
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	65	51	68	82	137
林道 延長 (m)	173,440	304,600	380,004	344,340	336,597
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5	8	10	9	9
水道普及率 (%)	38.8	57.2	82.5	86.9	91.0
水洗化率 (%)	0.0	9.3	26.3	56.8	69.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	17.5	20.1	20.3	21.3	18.5

資料：真庭市

4 地域の持続的発展の基本方針

(1) 真庭市のまちづくりの基本理念と将来像

地域の現状と問題点を踏まえ、豊かな自然環境、木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、CLT 等地域資源を生かした産業及び雇用の創出に取り組むとともに、市民が誇りと愛情を持ち、活力に溢れた地域社会の実現を目指します。

また、人口減少に柔軟に対応するとともに、多自然・低密度・分散居住といった特性を生かし、安全安心で豊かな生活、SDGs の達成に向けた持続可能な社会の実現を目指します。

そして、教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にしながら、多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう共生社会を構築していきます。

さらに、課題解決、価値創造、共生社会の実現のため、dX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて、行政事務の効率化・迅速化、住民サービスの向上を図るなど住民本位の地域、経済、行政の再構築を推進します。

(2) 基本的な施策の方向

地域資源が循環する、持続可能なまちづくり（多彩性・循環性・環境性・持続性・自給性を高めること）を主体的に進めるため、次の 6 つの考え方、方向性を「柱」とします。

①「縦軸」と「横軸」の連携による参画と協働を進める（主権者としての権利と義務）

様々な分野で本市の魅力を生み出し、地域を支え合い、公共サービスの領域を充実させるのは、住民自治の原点である参画と協働です。地域の活動（自治会・地域自主組織などの地域に根差した垂直方向の繋がり＝縦軸）と市民活動（NPO や各種団体などのテーマごとの地域を超えた繋がり＝横軸）や企業等が縦横に連携し、成熟した「まち」にふさわしい参画と協働を進めていきます。

②教育・子育て環境を充実させる（創造性と生きる力）

教育は「ひと」の可能性を伸ばし、子育ては地域を担う人材を育み、「まち」の持続可能性を高め、多彩性や活気の源になります。教育と子育ての環境を充実させることで、「ひと」がそれぞれの持つ能力を伸ばし発揮できる多彩で元気な「まち」をつくります。

③市民の知恵や経験、能力、個性を生かす（地域の財産）

熟年者（地域で活躍している高齢者）は知恵や経験を、人口の半分以上を占める女性は地域生活を支えるネットワークと元気を、障がい者はアイデアと工夫をもつ「地域の財産」です。本市の魅力と活力をさらに増やすため、やりがいや生きがいを感じ、だれもが活躍できる「まち」を目指します。

④「つながり」により持続可能性を向上させる（連携と循環）

歴史や文化、地縁等、今の本市にある「つながり」を生かし多彩性を育てることが、持続可能で豊かな市になる鍵です。市内各地域や団体などを組み合わせる「連携」と地域資源の価値を大きくする「循環」が、多彩性を成長させます。市外とも「連携と循環」することで、本市の持続可能性をさらに上げていきます。

⑤持続可能な地域の発展に向けた「SDGs」を推進する（地球市民としての決意）

総合計画の全体を貫く考え方は「人間の安全保障」であり、これは持続可能でよりよい世界を目指すSDGsの理念と共通しています。

このSDGsの理念は、全市民が主体的に参加し達成すべき目標であることを改めて宣言するとともに、市役所として率先して取り組んでいきます。

⑥全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域を実現する（誰一人取り残さない）

真庭ライフスタイルの原点は、一人ひとりの暮らしを大切にしつつ、全ての市民が相互に尊重し、共に生きる地域の実現です。

この「地域に暮らす価値」として、教育と文化の力、コミュニティと市民の力を大切にしながら、多様性を相互に尊重し、互いに応援しあう、人と人、人と地域で善意の輪が循環連携する共生社会を構築していきます。

5 地域の持続的発展のための基本目標

出生数の低下による自然減と、転出超過による社会減により、将来的な人口減少が見込まれています。

将来的に人口減少の進度を抑え、持続可能な「まち」の実現のために、人口構造バランスの長期的な安定化を目指していきます。

この考え方のもと、出生率を上昇させ、若年層、青年層、子育て世代の転出抑制を進めることで真庭市人口ビジョン（令和2年12月改訂）に示されている2025年の人口約41,100人、2040年の人口約34,000人程度を目指します。

人口目標のための指標

- ・目標とする出生率（～2025年）：合計特殊出生率 1.8
- ・年間出生数：5年後に250～300人程度を維持
- ・転入者数：5年間で150人増加
- ・転出者数：5年間で75人減少

※真庭市人口ビジョン（令和2年12月改訂）、第2期真庭市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年12月策定）による

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画達成状況の評価については、総合計画推進本部の推進・検証組織において実施する評価・検証内容に基づき評価します。

7 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とします。

8 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「真庭市公共施設等総合管理計画」では、将来にわたる人口減少や少子高齢化、財政規模の縮小、公共施設の更新費用の増大を踏まえ、真庭市民の安全安心で持続可能な生活の実現につながる公共施設等の維持や充実を図るため、以下の6つの基本方針に基づき健全な財政運営と適切な公共施設等の維持管理・更新等に向けて取り組むこととしています。

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①新たな機能を有する公共建築物の整備抑制

原則として新たな機能を有する公共建築物の整備は可能な限り抑制することとし、公共施設サービスの新たな需要がある場合には、既存施設の有効活用や代替サービス機能の提供を徹底することにより対応します。

②公共建築物保有量の段階的縮減

公共建築物保有量について財政規模や人口減少に見合う目標を定め、段階的縮減を実施します。

③公共建築物の機能に着目した再配置の実施

公共建築物が持つ機能に着目し、一つの施設に異なる複数の機能を持たせる複合化、類似した機能を一つの施設に集める集約化、必ずしも公共が有する必要のない機能の民間への移転、複数の自治体で相互利活用する広域化など、あらゆる可能性を検討するとともに、民間の保有する技術や資金、ノウハウを活用する官民連携についても積極的な活用を進めます。

④遊休資産等の有効活用

既に利用されなくなった遊休資産や統廃合等によって機能を失った施設や跡地についても、民間側では利用価値がある場合も少なくありません。積極的な売却や貸付などあらゆる手段を用いてその有効活用を図ります。

⑤公共施設等のライフサイクルコストの最適化

維持していく公共施設等については、コストの面からも創意工夫を重ね、維持管理費・運営費の縮減及び適切な受益者負担の見直しを進めます。また、安全性の確保を大原則としながらも、事後保全と予防保全をバランスさせて修繕費の平準化を進めるとともに、有効なものについては長寿命化を図るなどライフサイクルコストの最適化を進めます。

⑥市民と共に実施する持続可能な公共施設等のマネジメント

更新費用のみならず、維持・修繕費用も含めた費用対効果の面から本当に必要な施設かどうかを総合的に判断し、市民と共に全市的に最適な状況で次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントを実施します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

移住・定住・地域間交流の促進

少子高齢化の進展と定住人口の減少は様々な問題を引き起こしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした新しい生活様式による人とのつながり方や、企業の働き方の見直しが進み、多様な生き方を選択できる環境が整いつつあります。このためまず、市内外の「ひと」が交流し、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる関係人口を増やし、定住へとつなげていくことが重要です。

地域間の交流は、市内地域間では身近な範囲内での相互扶助や限られた人材やノウハウの有効活用につながり、市外地域間では、田舎暮らしを始め昨今高まる2拠点居住やワーケーションへの関心を高め、結果、新たな地域産業の創出や地域の活性化につながる可能性を有しています。

市内外を問わず、ヒト・モノ・コトといったあらゆる情報を発信し、興味や関心を掘り起こす仕掛けが必要です。

また、UIJターナー希望者には総合的な移住支援を実施し、地域の活性化を図ることが求められます。

人材の育成

持続可能な地域の形成には、人材育成が必要不可欠です。新しい価値観を持った「ひと」との交流や他地域からの移住により、より多くの真庭市の価値を見つけ、育てることができます。誇りと確かな価値観を持ちながら、新しい考え方を広く受け入れる「ひと」や地域の許容性をさらに育てることが重要です。

農林畜産業は、産業構造の変化や高齢化による担い手の減少などにより、産業としての力、生業・就業の受け皿としての基盤が弱体化してきました。さらに、農用地や山林の手入れが滞り、里山資源としての自然・生活環境の保全や地域文化の継承も困難になりつつあります。

高齢化と若年層人口の流出が進み、地場企業の求人条件と市内の求職者とのアンマッチも見られ、人材育成も含めた総合的な雇用環境整備が必要です。地域産業では、後継者不在などによる店舗や事業所の数が減少する一方で、小さな商い、地域貢献や「つとめ」の「しごと化」がまだまだ不十分でCB（コミュニティビジネス）、SB（ソーシャルビジネス）の起業も少なく、地域の停滞につながりつつあります。

誰もが生きがいを持って働き、生み育て、生活を維持していくためには、経済的基盤である「仕事」と豊かなライフスタイル実現の双方の価値を皆が認め合い、実現できる環境づくりが必要です。特に、女性や熟年者、障がい者など誰もがそれぞれの状況やライフスタイルに応じた働き方のできる就業環境の整備が遅れています。

一方、情報技術分野の発達により、地方と都市との距離が縮まっていることから、スキルや知識があれば仕事を持つことが可能になりました。特にポストコロナの時代ではテレワークが進み、田舎の住環境は大きな強みとなりつつあります。

2 その対策

移住・定住・地域間交流の促進

地域の活性化に繋がる担い手を確保するため、移住希望者に向けて真庭の魅力を積極的に発信するとともに、地域や関係機関と連携し地域、市民活動、移住者等のネットワークづくりの支援や交流定住センターを核とした相談体制の充実やお試し住宅、空き家・空き農地情報の提供等、受け入れ体制を整備します。

また、空き家や廃校等空き施設の有効活用も積極的に検討し、活力ある地域づくりを推進します。

さらに、連携中枢都市圏をはじめとする広域の地域間での取組により、産業、文化、教育、環境などさまざまな分野での広域的な地域間交流、行政連携を推進します。

人材の育成

学校や地域などあらゆる場や生涯にわたるあらゆる段階で、真庭市を知り、誇りを高めるための情報や学習機会の提供を市民と協働で進め、知の循環型社会を構築していきます。

真庭市の自然、歴史、文化などを見つめ直し、維持保全し、伝承し、地域資源を生かした魅力的なライフスタイルを提案していきます。

「ひと」と「ひと」、地域と地域の交流により、互いの魅力を認め合うことで、各地域にあった魅力的なライフスタイルが市民の手でつくられていくよう支援します。

「まち」の中で「地域でできること」と「市民活動としてできること」を具体的に示し、情報提供や活動拠点の提供、担い手の発掘・育成などの活動支援体制を充実させます。

また、ライフスタイルやライフステージに応じた生活や生き方を支援するため、職場・家庭・地域における「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けた啓発や施策・事業を進めます。

さらに、異なる文化や新しい価値観、違う考えを理解し受け入れられるよう、「ひと」と地域の意識と許容性の醸成に努めます。

伝統的産業の継承や新しい産業の創出を支える仕組みづくりに取り組む地域や事業者を支援します。重要な基幹産業である農林畜産業の基盤強化と里山の生活文化を守るため、法人化支援や関連する就業や人的ネットワークづくりを支援します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(3) 人材育成			
		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業	真庭市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	<p>学校力向上事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・GTEC の結果をもとに英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、事業改善を行う。小中学校で一貫した共通指標を持ち指導力向上を図る。 (地元企業と連携した学習事業) ・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。 (郷育を核としたキャリア教育推進事業) ・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさと学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。 ○事業の必要性 児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。 ○見込まれる事業効果 児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。 	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

	<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容 (高校魅力化応援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。 ・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。 ・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。 ・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。 <p>(地産地消推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。 ・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。 <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
--	--	-----	-----------------------

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第3章 産業の振興

1 現況と問題点

農業

本市は、東西に約30km、南北に約50kmの広がりを持っており、多様な地理的、気象的条件により各地域で特色ある農業経営が行われています。北部地域では蒜山大根、花き、そば、乳製品、水稻、菌茸類等が主要産物となっているほか、南部地域では、水稻、大豆、野菜、ピオーネや梨等の果樹が主要産物となっています。

令和2年の総農家数は、4,385戸（うち販売農家数は2,648戸）、経営耕地面積は3,504haで、このうち水田が64.9%、1戸当たりの経営耕地面積は79.9aと県平均の72.5aを上回っています。しかし、農作物作付け状況を見ると年々減少傾向にあり、令和2年と昭和60年を比較すると、雑穀以外で大きく落ち込んでいます。

また、平成27年時点の農家率は32.4%と県平均8.1%と比べて高くなっており、販売農家数のうち第2種兼業農家数は2,160戸で67.3%（県平均60.3%）を占めるなど兼業農家の割合が高くなっています。農業全体では、専業農家数が増加し、専業農家率も25.6%と平成22年度より約1.1%増加していますが、担い手への集積は経営体の高齢化により鈍化してきています。

また、農業生産の基盤である農業用施設の老朽化も進み、更新が必要なものも多く見受けられます。農業用施設の維持管理は、日本型直接支払等を活用し推進していますが、農業従事者の高齢化により適切な維持管理が困難な状況となっています。

近年、安全安心への意識の高まり等により、消費者の農畜産物へのニーズは多様化しています。このような状況の中、本市の豊かな地域資源を生かした農畜産物の高付加価値化の推進、環境に配慮した農業の推進、JA（農業協同組合）等と連携した農産品のブランドづくり、流通システムの確立、意欲ある農家・新規就農（業）者・担い手の育成等が必要です。

また、平地に比べ傾斜地が多く、まとまった農地も少ない中山間地域を中心に荒廃農地や有害鳥獣の被害も増加していることから、農業の多面的機能の維持・確保のための更なる施策推進が必要です。

表 2-1 農家数及び農業就業人口

(単位：戸)

区分	総農家数	販売農家数	専業別農家数		
			専業	第1種兼業	第2種兼業
昭和60年	8,636		1,047	1,009	6,580
平成2年	7,861	6,056	670	749	4,637
平成7年	7,375	5,541	660	661	4,220
平成12年	6,779	4,968	730	362	3,876
平成17年	6,340	4,311	809	374	3,128
平成22年	5,860	3,761	920	300	2,541
平成27年	5,217	3,208	822	226	2,160
令和2年	4,385	2,648			
岡山県 (H27)	62,592	36,077	11,476	2,844	21,757
岡山県 (R2)	50,735	27,937			

資料：農林業センサス

表 2-2 経営耕地面積

区分	総数 (a)	田 (a)	畑 (a)	樹園地 (a)			農家 1 戸 あたり (a)	
				果樹園	茶園	その他		
昭和 60 年	648,429	431,776	203,267	13,386	3,954	3,626	5,806	75.1
平成 2 年	614,704	419,056	179,600	16,048	7,748	3,730	4,570	70.8
平成 7 年	561,741	390,117	157,511	14,113	8,910	3,129	2,074	76.2
平成 12 年	508,455	360,073	137,110	11,272	6,932	2,430	1,910	75.0
平成 17 年	436,135	305,329	121,085	9,720				68.8
平成 22 年	425,538	292,360	122,251	10,927				72.6
平成 27 年	385,169	271,341	104,728	9,100				73.8
令和 2 年	350,431	227,492	116,048	6,891				79.9
岡山県 (R2)	3,677,395	3,054,040	461,473	161,882				72.5

資料：農林業センサス

表 2-3 農作物作付け状況

(単位：a)

区分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
稲	330,621	273,485	280,759	190,155	170,181	169,118	151,838	142,258
麦類	5,301	2,116	128	40	-	-	206	583
雑穀	700	1,491	663	3,642	5,599	6,312	8,329	15,018
いも類	2,857	1,729	1,624	683	704	433	410	371
豆類	20,730	20,243	10,168	9,443	10,788	10,188	11,608	11,860
工芸作物	19,023	14,244	7,383	4,592	4,016	1,394	1,493	2,110
野菜類	85,242	82,467	51,634	35,569	48,701	28,481	27,476	25,127
花き類・花木	2,282	3,064	1,887	1,973	1,866	-	1,644	1,644
種苗・苗木類	1,051	755	493	164	1,088			
その他作物	126,362	130,624	94,862	2,312	8,651	1,159	1,252	6,952
計	594,169	530,218	449,601	248,573	251,594		211,324	212,118

注：「-」は統計数値を公表していないもの

資料：農林業センサス

表 2-4 農業産出額（推計）

（単位：千万円）

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	
耕種	耕種計	506	561	670	678	597	621
	水稻	168	186	208	221	194	188
	野菜	205	228	299	263	240	257
	果実	85	98	119	146	122	129
	工芸農作物	3	2	2	3	2	3
	その他	46	49	42	46	39	46
畜産	畜産計	497	518	542	530	552	530
	乳用牛	271	284	299	285	306	258
	肉用牛	76	78	91	90	95	100
	豚	－	－	－	－	－	－
	鶏	143	150	147	150	146	168
総額	1,003	1,079	1,211	1,207	1,149	1,151	

注：「－」は数値を公表していないもの

資料：市町村別農業産出額（推計）

表 2-5 農家率等

（平成 27 年）

区分	世帯数 (戸)	農家率 (%)	専業率 (%)	第 1 種 兼業率 (%)	第 2 種 兼業率 (%)	1 戸当たり 経営耕地面積 (a)
真庭市	16,084	32.4	25.6	7.0	67.3	73.8
岡山県	772,977	8.1	31.8	7.9	60.3	66.2

資料：農林業センサス

林業

本市の令和元年度末時点の森林面積は 65,834ha であり、このうち民有林が 58,876ha で約 9 割を占めています。林種別の森林面積では、人工林 38,184ha のうち木材生産活動が実施されるべき人工林（民有林における人工林）が 33,816ha で、民有林における人工林率が約 6 割と、県平均の約 4 割を大きく上回っており、本市にとっての林業の重要性を示しています。

豊富で良質な森林資源の活用を背景に、原木市場や製品市場等の流通拠点が形成され、多くの製材・加工業者が集積しています。このような流通網の発達により、本市は、古くから「美作材」の産地として知られてきました。さらに、木質構造用材料として近年注目されている CLT についても、その分野における市場占有率が国内でも上位であることで知られています。

その一方、森林所有者の約 7 割は 5ha 未満の小規模所有であり、高齢化や材価の低迷による森林整備への関心の低さからか、伐期を迎えているが未施業となっている人工林や、未整備で放置された森林が多く見られます。林業の持続的な振興のためにも植林から皆伐更新の循環が行われることが重要です。

生活様式の変化や経済のグローバル化の影響により、地域産材の、様々な製品に対する素材としての位置づけは依然として低い状態です。また CLT についても、中高層建築物の構造材としての認知度はま

だ高いとはいえないのが現状であり、地域産木材及び CLT の需要拡大、普及促進を図らなければなりません。

将来の担い手確保については、地域の林業及び木質バイオマスの理解増進を図り、木材産業を底上げするための人材育成が必要です。

平成 26 年 3 月には国から「バイオマス産業都市」として選定されました。その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所が稼働し、今まで廃棄されていた製材端材や、山に放置されていた未利用木材等を資源として有効に活用する仕組みが確立されました。しかし、未利用材や広葉樹等、燃料としての木質資源を安定供給することにより、森林整備の計画的かつ効率的な施業を実施することができる条件は整ったものの、担い手不足や機械の能力不足により、安定的な林業経営に十分に繋がっていない状況となっています。

上記のように林業分野では、すでに確立された流通網が存在していますが、「木を使い切る」地域実現のため、木材素材生産から流通に携わる事業者の連携体制を整え、より安定した木材の品質・供給量を確保するための基盤強化が必要です。

また、林業経営を安定的に支えるために林道インフラの保全整備が必要です。

表 2-6 森林面積及び所有形態別林野面積

区分		平成 20 年	平成 26 年	平成 30 年	令和元年	岡山県 (R 元)	
森林面積 (ha)	総数	65,631	65,633	65,850	65,834	485,091	
	樹林地	人工林	38,258	38,265	38,193	38,184	192,903
		天然林	25,124	25,012	25,181	25,157	271,381
	その他	2,249	2,363	2,476	2,493	20,807	
所有形態別 林野面積 (ha)	総数	65,631	65,633	65,850	65,834	485,091	
	国有林	6,950	6,956	6,957	6,957	37,373	
	民有林	58,681	58,677	58,893	58,876	447,718	
人工林率 (%) ※ ₁		58.6%	58.6%	58.3%	58.3%	40.0%	
民有林率 (%) ※ ₁		89.9%	89.9%	89.9%	89.9%	92.6%	

注：四捨五入のため計が合わない場合がある

※₁ 岡山県農林水産部林政課「岡山県の森林資源」

表-3 市町村別人工林・天然林面積表の数値により算出

資料：岡山県農林水産部林政課「岡山県の森林資源」

表-2 市町村別森林面積表、表-3 市町村別人工林・天然林面積表

地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進

本市における工業は、令和 2 年の工業統計調査によると事業所数 104 箇所、従業者数 3,698 人、製造品出荷額等約 1,105 億円（全県比約 1.43%）となっており、事業所数・従業者数とも減少を続けています。

地域内に立地する事業所の製造品出荷額をみると、1 事業所当たりで 10 億 6,298 万円、従業者 1 人当たりで 2,989 万円となっており、県平均と比べると大きく下回っており、小規模な事業所が多いことがわかります。また、平成 16 年と比較してみると、事業所数が約 39%、従業者数が約 8%減少しており、新規創業、企業立地、雇用者数の拡大が求められています。

久世地域と落合地域に造成されている県営真庭産業団地（開発総面積約 90ha）は分譲を平成 15 年 4 月より行っており、若者の定住促進と地域振興のため、当該団地への流通関連企業や製造業、特に本市の木質資源等を有効に活用できるバイオマス関連産業等の企業誘致活動や新産業の創出を積極的に進めるとともに、市内への立地を促進するなど産業の振興が求められています。

なお、製造業の約 3 割を占める木材産業における副産物を活用した木質系のバイオマス産業については、市内企業を中心に推進されていますが、生ごみの減量化や雇用の創出等を目的に、生ごみ等を原料とした液肥の利用等、資源循環型の地域産業の創出を進める必要があります。

表 2-7 事業所数、従業者数及び製造品出荷額等（従業者 4 名以上の事業所）

区分	平成 16 年	平成 18 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年	令和 2 年	岡山県 (R2)
事業所数 (箇所)	171	159	151	129	110	104	3,147
従業者数 (人)	総数	4,026	3,977	3,945	3,776	3,737	151,056
	常用労働者	4,008	3,962	3,929	3,768		
	個人事業主及び家族従業者	18	15	16	8		
1 事業所当たり従業者数 (人)	24	25	26	29	34	36	48
製造品出荷額等 (万円)	8,384,504	9,250,124	9,111,619	10,053,778	11,107,230	11,054,962	770,413,581
1 事業所当たり製造品出荷額 (万円/事業所)	49,032	58,177	60,342	77,936	100,975	106,298	244,809
従業員当たり製造品出荷額 (万円/人)	2,083	2,326	2,310	2,663	2,972	2,989	5,100

資料：工業統計調査

表 2-8 事業所数の推移

(単位：箇所)

区分	平成 11 年	平成 13 年	平成 16 年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年	岡山県 (H28)
農林漁業	40	39	38	34	45	52	491
鉱業	11	9	8	8	5	5	43
建設業	478	481	456	428	390	359	7,968
製造業	325	306	271	249	233	231	6,853
電気・ガス・水道業	1	18	1	2	-	1	57
運輸・通信業	97	119	84	85	90	77	2,899
卸売・小売業	1,304	1,277	944	914	770	674	21,434
金融・保険業	37	41	30	28	31	24	1,348
不動産業	38	42	46	54	79	70	5,035
サービス業	816	938	1,034	1,183	998	965	33,739
公務		65		45			
計	3,147	3,335	2,912	3,030	2,641	2,458	79,870

注：平成 11・16 年は簡易調査であり、民間事業所のみ
資料：事業所・企業統計調査・経済センサス

商業

本市の商業は、平成 28 年の経済センサスによると事業所数は 555 店（全県比 3.2%）、従業者数は 2,789 人（全県比 2.0%）、年間商品販売額は 607 億円（全県比 1.1%）となっています。販売力をみると、店舗当たりで 1 億 947 万円、従業員当たりで 2,178 万円となっており、県平均と比べると小規模な店舗が多いことがわかります。本市においては店舗数、従業員数ともに減少傾向にあります。

また、久世地域を中心として郊外型店舗や幹線沿いの大規模小売店舗が進出している一方、旧来の商店街や小規模小売店舗の空き店舗化がみられるなど、まちづくりの観点からも地元商店の魅力づくりと活性化を進めていく必要があります。

表 2-9 事業所数及び商品販売額

区分	事業所数（箇所）			従業員数（人）			年間商品販売額（万円）	事業所当たり販売額（万円）	従業員当たり販売額（万円）
	計	卸売業	小売業	計	卸売業	小売業			
平成 3 年	1,147	113	1,034	4,300	702	3,598	8,237,558	7,182	1,916
平成 6 年	1,087	109	978	4,055	751	3,304	9,491,188	8,732	2,341
平成 9 年	1,032	109	923	4,381	628	3,753	9,069,632	8,788	2,070
平成 11 年	1,044	121	923	4,439	651	3,788	8,307,548	7,957	1,871
平成 14 年	966	100	866	4,409	598	3,811	7,479,142	7,742	1,696
平成 16 年	945	107	838	4,272	549	3,723	7,647,821	8,093	1,790
平成 19 年	878	104	774	4,286	659	3,627	6,905,427	7,865	1,611
平成 23 年	770	101	669	3,763	515	3,248	5,715,700	8,418	1,827
平成 28 年	555	64	491	2,789	326	2,463	6,075,800	10,947	2,178
岡山県（H28）	17,103	4,103	13,000	134,492	37,256	97,236	535,704,100	31,322	3,983

資料：商業統計調査・経済センサス

観光又はレクリエーション

本市は、蒜山地域の蒜山高原、津黒高原、湯原地域の湯原温泉郷、美甘地域のクワイート菅谷、勝山地域の町並みと神庭の滝、久世地域の旧遷喬尋常小学校、高仙の里よの、落合地域の醍醐桜、北房地域の備中鐘乳穴、コスモス等県内有数の観光資源を有しており、毎年数多くの観光客が訪れています。

本市を訪れる観光客の多くは、高原や温泉、四季折々の変化など自然や歴史的町並みを求めているものの、近年のライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、観光に対するニーズは大きく様変わりしています。

平成 28 年度に「観光戦略」を策定し、観光による交流を活発にし、地域課題を解決しながら「豊かな地域づくり」を実現する「観光地域づくり」を掲げ、平成 30 年に真庭版 DMO（観光地域づくり法人）として一般社団法人真庭観光局を設立しました。

今後はさらに、既存の各観光地に新たな付加価値を付けるとともに、新しい観光資源の掘り起こしを行い、魅力が増すことで、より幅広いニーズに応え、滞在型観光への移行を進めていく必要があります。また、

観光施設の整備、観光関係団体との連携強化、広域的な観光ネットワーク化等を通して「真庭」の知名度を高め、観光客 500 万人を目指し、各地域振興施策を進める必要があります。

表 2-10 観光レクリエーション資源等の利用者数・参加者

区分	観光客数（千人）						令和 2 年の対前年比（%）
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
蒜山高原	2,504	2,327	2,283	2,055	2,239	1,650	73.7
湯原温泉	380	371	339	319	297	228	76.8
勝山・神庭の滝	273	248	222	209	207	153	73.9
その他	364	426	409	353	360	260	72.2
計	3,521	3,372	3,253	2,936	3,103	2,291	73.8

資料：岡山県観光客動態調査、真庭市

2 その対策

農業

北部と南部の気候風土の違いを生かした農産品の生産と、近年の市場における消費者の食の安全性等への関心の高まりに対応するため、環境に配慮したバイオ液肥や里海米を活用した資源循環型農業の技術研究、活用の方策の検討・施策の実施を推進するなど、生産者の想いや人のぬくもりが伝わる農産品のブランド化を進めます。また、J A 等と連携・協力し、マーケティングによる販路の拡大・確保と生産性向上に取り組みます。

さらに、生産組合・商工業者等との連携により、農畜産物やジビエなど豊かな地域資源を生かし、生産から加工・販売を結んだ新商品開発や新事業の推進、農業の 6 次産業化の推進等に努めます。これを支えるほ場、かんがい排水施設、農道、農産物加工場等の生産基盤については、整備・維持管理等を推進するとともに、農業の自然循環機能の維持・増進（環境にやさしい農業の推進）に努めます。

また、本市は県内有数の優良和牛生産先進地のため、畜産の更なる振興に努めます。ジャージー牛については日本有数の飼育頭数を誇っており、特色のある酪農振興や新たな加工への展開の可能性を含め、観光面にも活用していきます。

これに加え、「食育」活動の推進と地産地（外）消運動の展開を図り、域内外への流通体制づくりを推進します。

また、生産規模を問わず、農業に意欲のある人材を掘り起こし、認定農業者、集落営農組織及び新規就農者等の育成に努め、さらにスマート農業技術の普及、導入の推進など担い手の育成・確保と活気ある農村づくりによる農業の振興を図ります。

中山間地域の農地の持つ地域の保全・洪水の防止・緑豊かな景観の形成など大切な役割を維持するため、中山間地域直接支払制度等、中山間地域の農業振興を推進します。

林業

森林整備及び林業振興の基盤となる林業インフラの整備をはじめ高性能林業機械の導入や、森林施業の集約化、森林 GIS を活用した森林資源情報の把握や路網計画、伐採計画等の基本計画を策定し、効率的な施業によるコスト削減と雇用の確保を図ります。

「美作材」ブランドとして、地元産木材の利用促進を図るため、木材需要の大半を占める木造住宅の新築や改築等に対して、積極的に地元産材を使用してもらうよう取り組みます。

また、令和3年10月施行の「脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、CLTを含む地元産材を、公共、民間問わず建築物に積極的に使用してもらうよう取り組みます。

地域の若年層を対象とした、林業及び木質バイオマスの理解を深めるための普及啓発活動や木育を通じて、人材育成を推進します。

木質バイオマス発電に必要な資源の安定供給等の関連産業の裾野を広げることで、本流とバイオマス利用を両輪として林業の活性化を進めます。

上記のように、安定した木材の品質・供給量の確保や「木を使い切る」地域実現のため、林業木材産業の基盤強化に取り組みます。

地場産業の振興、情報通信産業の振興、企業誘致と新産業の創出及び起業の促進

若者の定住促進と地域振興のため、5つのICを有する優位性と、情報インフラとしての真庭ひかりネットワークを生かした企業誘致を積極的に進め、情報通信産業、学術研究、専門・技術サービス業等幅広い産業分野について、本市への新たな人材を呼び込む取組を推進します。

また、基幹産業である林業の促進のため、「木を使い切る真庭」の創出として、CLTの地域産業化の推進、真庭産木材の安定供給体制の構築、木質バイオマスの複合的な利活用等、低炭素社会に向けた環境産業の創出を図ります。

企業・産業活動を総合的に支援する「真庭市地域産業振興センター」の活動を充実させ、起業や創業の創出を図り、産業間や企業間の連携を促進し、商品開発や新たなビジネスモデルの創出等の取組を支援するとともに、地域資源を活用した特産品開発等への支援体制を強化します。

さらに、有機廃棄物資源化事業を「真庭バイオマス産業杜市構想」にも掲げており、生ごみ等の分別を市民生活に取り入れ、生ごみ等を原料として資源を循環させる地域産業を創出するとともに雇用の拡充を図り、あわせて、市民でつくる「バイオマス産業杜市“真庭”」として意識醸成も図ります。

商業

商工会や、真庭市産業サポートセンター、まちづくり組織等と連携し、商業への新規参入者の支援や、魅力と個性ある店舗づくりのための改修支援等の充実、空き店舗の活用支援等にぎわいと活力ある商店街を創出します。

また、高齢化社会に対応し、高齢者や障がい者のニーズに即した商業施策を展開するとともに、個々の商店街の特性を生かした集客力のあるイベントの実施や、真庭ひかりネットワークを活用した販売戦略等を支援し、地元での消費生活の利便性向上と消費の拡大を図ります。

さらに、商工会を支援する中で、事業者への経営指導強化や融資制度の活用等により、経営基盤強化を図ります。

観光又はレクリエーション

観光を支える交通基盤・情報基盤の整備や、観光資源の掘り起こしを進めるとともに、あらゆる情報媒体を通じて真庭の魅力を広く発信していきます。

また、広域連携による観光振興事業等、地域をあげてのおもてなしで、気持ちよく観光してもらえる環境づくりを行い、リピーターの確保を目指します。

旅行者のニーズは年々多様化しており、観光を取り巻く情勢は大きく変化しています。バイオマス関連企業や施設を巡るバイオマスツアー真庭、エコツーリズム等の自然体験型観光、農林畜産業と連携したグリーンツーリズムやサイクリング等の体験型観光を整備・促進するほか、教育旅行やコンベンション等の誘致も

進めていきます。また観光施設の整備に関しても、このような情勢の変化に対応した整備を行っていきま

す。
さらに、風情ある景観の保全及びその景観を改善することで観光による地域振興を図るため、観光地域の無電柱化等を推進します。

3 連携について

産業の振興に関する各施策の実施にあたっては、地元事業者をはじめとする民間事業者、他の市町村、都道府県等と連携を図りながら産業の振興に努めます。

4 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2.産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域農業農村総合整備事業 圃場整備 A=5.3ha 外1箇所 農業用水路改修 L=497m 外3箇所	岡山県	
	林業	林道維持補修事業（穴ヶ登線）（改良） L=42m、W=3.0m	真庭市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	バイオ液肥濃縮施設整備事業	真庭市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		無電柱化推進事業	真庭市	
		蒜山晴海プロジェクト電柱地中化支障移転事業	真庭市	
		蒜山⇄晴海プロジェクト推進事業	真庭市	
		真庭市そばの館整備事業	真庭市	
		ひるぜんペアバレースキー場施設改修事業	真庭市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	木造建築物助成事業 ○具体的な事業内容 一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をするもの。 ○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。 ○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	企業誘致	企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業 ○具体的な事業内容 真庭産産団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。 ○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。 ○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

5 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
真庭市全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2その対策」及び「事業計画」のとおり

6 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第4章 地域における情報化

1 現況と問題点

通信・情報

情報通信技術の高度化が進み、産業・経済、行政、教育、医療・福祉、家庭など、あらゆる分野で技術の進歩・活用が進んでおり、これからの地域づくりや新しいコミュニティの形成、経済、行政サービスに情報通信基盤は必要不可欠となっています。また、人口減少等による社会情勢の変化、技術革新、災害・感染症等の想定外の事態にも適応できる強靱なデジタル社会の実現を推し進めていくことが必要です。

本市では、真庭ひかりネットワークが市内全域で整備され、全ての市民が平等に自分のライフスタイルを実現するために、この情報通信基盤を活用することが可能となっています。引き続き、この真庭ひかりネットワークを常に安定的に利活用できる環境を保つため、ネットワークの高度化及び機器の更新などの維持管理が必要です。

移動通信サービスについては、市内の一部で携帯電話事業者によるサービス環境が整っておらず、格差の是正が求められています。

情報発信の強化により、市民と行政がまちづくりの方向性を共有し、共に実行する新しい関係づくりが必要です。また、人口減少が急速に進む中、その対策として市民と行政が交流や連携を通じて、ふるさとへの愛情と誇りを持ち、共に情報発信に努める必要もあります。

表4-1 真庭ひかりネットワークのサービス加入状況

(令和3年7月現在)

告知放送	ケーブルテレビ	インターネット
17,847 件	13,007 件	8,853 件

資料：真庭市

2 その対策

通信・情報

真庭ひかりネットワークの機器などは、技術の進歩及び経年変化に対応した更新等を行うことで情報通信環境の質を維持・向上し、それらを活用したサービスの利用を促進します。

経済活動の活性化や市民福祉向上等を図るため、真庭ひかりネットワークを活用した各種の情報サービスの提供を推進するとともに、情報教育や高齢者等にも配慮した学習機会の提供、学校教育における情報サービスの活用等を充実し、人材の育成・強化に努めます。

また、社会情勢の変化、技術革新、災害、感染症等の想定外の事態にも適応できる社会推進のための方策の検討、施策を実施していきます。

移動通信サービスについては、事業者に対し継続的にサービス内容の向上を働きかけるとともに、新技術の活用等あらゆる方策を検討し、サービスの提供を進めていきます。

市民と行政が共に情報発信を進めるため、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等さまざまなメディアを活用して、地域の情報を戦略的に市内外に発信するシティプロモーションを進めます。

3 事業計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	有線テレビジョン 放送施設	真庭ひかりネットワーク管理事業	真庭市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	行政情報告知端末整備事業 ○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの引き込み及び機器設置を行うもの。 ○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を提供し、市民生活の向上を図るため。 ○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	地図データ統合化事業 ○具体的な事業内容 分散している地図データの統合を図るもの。 ○事業の必要性 インフラなどの適切な維持管理と市民の利便性を向上するため。 ○見込まれる事業効果 インフラなどの適切な維持管理とワンストップでインフラなどの情報が確認できるようになり、市民の利便性向上につながる。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

道路網の整備

本市の広域交通網は、中国縦貫自動車道と中国横断自動車道岡山米子線が交差し、京阪神、四国、山陽、山陰の経済圏域との結びつきを強めています。

さらに、国道181号、313号、482号及び県道を基幹道路とした道路網が生活・産業の基盤となり、市内5つのICから主要施設等へは25分以内にアクセスが可能な利便性の高い地域で、車社会においては恵まれていると言えます。

しかし、集落間や地区幹線に繋がる道路の幅員が狭小なため、普通自動車の対向も困難で、市民の日常生活に支障をきたしている箇所も多く存在します。

また、児童・生徒の通学においても危険なため、循環道路の整備を推進し道路利用者の安全安心の確保と利便性の向上を図る必要があります。

農林道については、老朽化が進み、補修が必要なものが見受けられます。農林業の生産基盤等の整備をはかるため、農林道の保全整備や長寿命化を計画的に実施する必要があります。

表 5-1 道路の状況

(令和2年4月現在)

区分	実延長 (m)	面積 (m ²)	改良済 (m)	舗装道 (m)	改良率 (%)	舗装率 (%)
市道	1,192,700	7,542,745	664,011	1,045,947	55.7	87.7

資料：真庭市

交通の確保

鉄道は、JR姫新線が走り、京阪神、山陰、山陽方面と連絡していますが、利用者数は減少傾向にあります。

また、民間バス路線がほとんどない本市において、市のコミュニティバスが高校生や高齢者などにとって不可欠な交通手段となっています。しかし、コミュニティバス運行の財政負担は大きく、利用者は減少傾向にある反面、運行経費は増大してきているため、費用対効果改善に向け、利便性向上による利用促進と運行の効率化が課題となっています。また、バス停まで行くことができないなど、高齢者等の移手段の利便性の面からも大きな課題があります。

広域交通では、高速バス等の都市間アクセス向上が市外との交流人口の増加を支える重要な地域インフラとなるため、都市拠点間連絡バスとの連携についても積極的な働きかけを行っています。

また、冬期には、市北部を中心として除雪作業を行っています。地域住民の生活に支障が出ないよう、より計画的で効率的な作業が行える体制の整備が求められます。

2 その対策

道路網の整備

道路改良・舗装工事等により、交通障害箇所の解消を図ることで地域の定住環境の改善を目指し、この地域の発展が本市全体の発展につながるよう周辺地域へ結ぶ道路網を整備しています。さらに、都市農村交流を促進させることで中山間地域の定住基盤整備づくりを進めます。

市道については、市内を循環する道路や基幹道等を中心に年次的・計画的に改良・舗装等を行うとともに、緊急車両の通行不可能な道路についても整備を推進し、市民生活の利便性の向上に努めます。

また、地域の一体性の確保と各公共施設等へのアクセス向上のため、地域内循環道路、生活道路、歩道の整備を推進し、地域の発展・活性化に通じる中山間地域の定住基盤整備を行います。

そして、橋梁及びトンネルの長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕と予防保全に努めます。

農道については、地域の特色を生かした生産基盤整備や農村生活の快適さを高めるため、既存農道の保全と長寿命化を図り、魅力ある新たな農業を目指し、市民自ら積極的な農業の展開を図る地域を中心に、計画的に整備を進めます。

林道については、国・県の補助事業を積極的に導入し、林業の再生を目指した年次計画により整備を進めるとともに、間伐等の作業道整備等も含め森林の計画的な管理と生産基盤の整備に努め、国土保全・自然環境保護や観光・リゾートとの連携、レクリエーション機能等、森林の持つ多様な機能も考慮しながら整備を進めます。また、既存林道についても保全整備や長寿命化を計画的に進めます。

高速自動車道については、中国横断自動車道岡山米子線の全線4車線化の早期完成に向け、積極的に働きかけを行います。

交通の確保

J R 姫新線については、周辺自治体と連携し、市民のマイレール意識の醸成を図るとともに、観光イベントと連携し新たな利活用を図るなど利用促進に向けた取り組みを進めます。

バス交通については、従来のコミュニティバス運行事業に加えて、地域内交通確保の新たな取組を進めます。各交通手段の利用実績や各種調査結果を検証し、地域住民による運行事業や福祉移送サービスやスクールバス等の役割分担や、交通事業者との連携を図り、全体的な視点から公共交通の効率化を検討するとともに、路線それぞれの役割を踏まえた利便性の高い運行となるよう改善を進めます。

広域交通については、都市間交通ネットワークの強化を図るために、新たな高速バス停留所の誘致に向けた働きかけなど公共交通機関へのアクセス強化の推進を行うとともに、コミュニティバス等の活用と連携を進めます。

除雪については、除雪車両や機材等の整備充実や効率的な除雪作業計画の策定等、地域の特性に応じた除雪体制の強化を図ります。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道上中井川線 L=1700m、W=7.5m	真庭市	
		市道上口下畝線（新設） L=270m、W=4.0m	真庭市	
		市道三谷線 L=150m、W=4.0m	真庭市	
		市道鯉上・鯉中線 L=280m、W=4.0m	真庭市	
		市道大出線 L=140m、W=4.0m	真庭市	
		市道峪田線 L=100m、W=5.0m	真庭市	
		市道西谷線 L=600m、W=5.0m	真庭市	
		市道畑ヶ中五名線 L=200m、W=5.0m	真庭市	

	市道鹿田北野線 L=120m、W=5.0m	真庭市	
	市道大門線 L=170m、W=4.0m	真庭市	
	市道藤原南線 L=150m、W=4.0m	真庭市	
	市道河元三坂線 L=140m、W=7.0m	真庭市	
	市道龍頭宇田線 L=100m、W=5.0m	真庭市	
	市道黒尾上ヶ市線 L=220m、W=6.0m	真庭市	
	市道正富線 L=870m、W=5.0m	真庭市	
	市道延命寺線 L=600m、W=4.0m	真庭市	
	市道築瀬線 L=150m、W=4.0m	真庭市	
橋りょう	市道垂水紙屋線 L=300m、W=5.0~9.0m	岡山県	河川改修に伴うもの
その他	道路メンテナンス事業 橋りょう 68 橋 トンネル 3本	真庭市	
(2) 農道			
	広域農道吉備高原北部 2 期線橋梁耐震補強他整備事業 L=6,980m、W=8.0m 2 橋	岡山県	
	一般農道蒜山中央線橋梁耐震補強他整備事業 L=4,330m、W=6.5m 1 橋	岡山県	
	木山街道改良事業 (法面保護) L=15,434m、W=1m	岡山県	
(3) 林道			
	小規模林道整備事業 (川上 1 号線) (舗装) L=4,000m	真庭市	
	林道整備事業 (川上 1 号線) (開設) L=729m、W=4.0m	真庭市	
	林道維持補修事業 (月ヶ峠線) L=27m、H=11.6m	真庭市	
	小規模林道整備事業 (美作北 2 号線) A=444m ²	真庭市	
	小規模林道整備事業 (上山長峠線) L=40m、H=8m	真庭市	
	小規模林道整備事業 (森林基幹道作備線) L=60m、W=5.0m	真庭市	
(6) 自動車等			
自動車	コミュニティバス購入事業	真庭市	
(8) 道路整備機械等			
	除雪自動車等整備事業	真庭市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第6章 生活環境の整備

1 現況と問題点

水道施設

本市では、上水道事業 1 施設、簡易水道事業 18 施設及び飲料水供給施設等 10 施設を管理運営しており、事業別給水人口は上水道事業 19,911 人、簡易水道事業 19,475 人及び飲料水供給施設等 374 人となっています。

今後は水道施設の老朽化による改修や水の安定した供給が行えるよう、施設整備を実施する必要があります。

表 6-1 水道給水人口及び普及率

(平成 31 年 3 月現在)

区分	人口※ ₁ (人)	総数		上水道事業		簡易水道事業		その他※ ₂		普及率 (%)
		箇所 数	給水人口 (人)	箇所 数	給水人口 (人)	箇所 数	給水人口 (人)	箇所 数	給水人口 (人)	
真庭市	43,533	37	39,813	1	19,911	18	19,475	18	427	91.5
岡山県	1,892,447	204	1,878,501	23	1,784,197	93	91,046	88	3,258	99.3

※₁ 岡山県毎月流動人口調査に基づく推計による

※₂ 飲料水供給施設及び専用水道等（真庭市で管理する箇所数は 10 箇所、給水人口は 374 人）

資料：水道統計調査、真庭市

下水道施設

本市では、久世地域、落合地域の集合処理区域で公共下水道事業を実施しているほか、個別処理区域では浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽設置の補助を行っています。

下水道施設別に汚水処理人口をみると、下水道によるもの 18,275 人（41.6%）、農業集落排水によるもの 5,681 人（12.9%）、合併処理浄化槽によるもの 13,555 人（30.9%）となっており、下水道施設による整備率は 85.4%（県平均 87.6%）にとどまっています。

旭川の源流地域である本市にとって、自然への負荷を抑制することにより美しい自然環境を保全することは特に重要です。また、市民の文化的な生活環境を整えるため、今後も市内各地域の地理的状況等を勘案し、適切な汚水処理方式を選択しながら、下水道整備を推進する必要があります。

表 6-2 下水道施設の整備状況

(令和 3 年 3 月現在)

区分	整備区分						下水道施設整備率 (含：民間設置分)	
	下水道		集落排水		合併処理浄化槽		処理人口 (人)	整備率 (%)
	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)	処理人口 (人)	整備率 (%)		
真庭市	18,275	41.6	5,681	12.9	13,555	30.9	37,511	85.4
岡山県	1,305,338	69.1	37,224	2.0	312,177	16.5	1,654,739	87.6

資料：岡山県土木部都市計画課 汚水処理人口普及率

ごみ、し尿処理施設

本市のごみ処理は、真庭北部クリーンセンター、クリーンセンターまにわ、コスモスクリーンセンターの3施設で行っており、施設ごとに収集方法と処理区域が決められています。

焼却施設の処理能力は合計 80t/日となっており、今後も生活の多様化に伴いごみの質も多様化していくことが予想されることから、ごみの減量化、資源の再利用、再生利用等について市民と一体となった取組を行うことが必要です。

し尿処理は、真庭郡新庄村、久米郡美咲町(旧旭町)、苫田郡鏡野町(旧富村)の3ヶ町村の事務委託を受け、本市と3ヶ町村分の処理を落合地域に設置した旭水苑で実施しています。市が実施する公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の整備が進むに従い、し尿の収集量は減少することが予測されますが、合併浄化槽の整備拡大により浄化槽汚泥の収集量は微増することが予測され、今後もし尿等の効率的な収集・処理体系の確立を図る必要があります。また、し尿処理施設は稼働後 26 年が経過しているため年々老朽化が進んでおり、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）の整備に併せて、し尿処理施設を休止します。

表 6-3 ごみ処理施設の状況

区分		ごみ焼却施設			最終処分場		
		処理能力 (t/日)	設置年度	設置場所	全体容量 (m ³)	埋立 開始年	設置場所
中間 処理 施設	真庭北部 クリーンセンター	20	平成 3 年	中和地域	-	-	-
	クリーンセンター まにわ	30	平成 11 年	久世地域	29,432	平成 11 年	久世地域
	コスモスクリーン センター	30	平成 6 年	北房地域	24,500	平成 13 年	美咲町
資源 化 施設	リサイクルプラザ まにわ	11	平成 11 年	久世地域	-	-	-
	コスモスクリーン センター	10	平成 6 年	北房地域	-	-	-

資料：真庭市

表 6-4 (1) ごみ処理の状況

(平成 30 年度)

区分	総人口 (人)	自家処理 人口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			集団 回収量 (t/年)	直接 埋立量 (t/年)
			搬入総量	自家処理量	総量		
真庭市	45,839	0	15,043	0	15,043	1,474	53
岡山県	1,910,871	92	676,618	35	676,653	63,267	4,037

資料：岡山県環境白書

表 6-4 (2) ごみ処理の状況

(平成 30 年度)

区分	直接埋立	中間処理 (t/年)				直接資源化量 (t/年)	合計 (t/年)
		直接焼却	粗大処理	資源化	その他		
真庭市	53	10,937	492	741	993	353	13,569
岡山県	4,037	541,538	21,685	23,647	1,904	15,505	608,316

区分	中間処理に伴う資源化量 (t/年)	1人1日当たり排出量 (g/人・日)	減量処理率 (%)	リサイクル率 (%)
真庭市	2,796	899	99.6	30.7
岡山県	113,138	970	99.3	28.6

資料：岡山県環境白書

表 6-5 し尿処理の状況

(平成 30 年度)

区分	総人口 (人)	し尿収集人口 (人)	自家処理人口 (人)	浄化槽人口 (人)			処理量 (kl/年)		
				合併	単独	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
真庭市	45,839	13,913	15	18,690	2,665	21,355	10,117	19,590	29,707
岡山県	1,910,871	195,960	9,369	361,116	189,064	550,180	169,710	385,827	555,537

資料：岡山県環境白書

消防、救急

近年の災害は複雑多様化し、全国傾向としては、地震や風水害による大規模災害が多発し大きな被害をもたらしている反面、火災件数は減少傾向にあります。本市においては自然災害の発生は少ないものの、危険度は高まり、さらに火災件数は若干の増加傾向にあると言えます。また、救急件数は若干の減少傾向であるものの、高齢化や核家族化の進行等により救急需要が高まることも予想され、医療機関との連携体制の強化が求められています。

このような状況の中、災害等から市民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務はますます大きくなってきており、市民の暮らしの安全安心を確保するための消防基盤の積極的な整備が必要です。また、安全で安心な地域づくりに欠かせない消防団の組織充実と団員の確保、消防・防災施設の整備充実を進める必要があります。さらに、市民自らも自主防災活動として、自助・共助の意識を持ち、災害発生時には協力して対処できるよう、地域ぐるみの防災体制の確立が求められます。

表 6-6 現有消防力等

(令和 3 年 4 月現在)

区分		消防本部	消防団
本部・署数・団数		2 箇所	1 箇所
分署・方面隊		4 箇所	7 箇所
分団数		-	28 箇所
職員・団員数 (定数)		98 人	2,650 人
職員・団員数 (実数)		97 人	2,437 人
消防ポンプ自動車		7 台	21 台
化学消防車		0 台	-
救急自動車		6 台	-
指揮車・広報車・連絡車		12 台	1 台
救助工作車		1 台	-
災害多目的車		1 台	-
小型動力ポンプ		5 基	22 基
小型動力ポンプ付積載車		-	114 台
消防水利	消火栓	-	1,669 箇所
	防火水槽	-	651 箇所
	その他	-	182 箇所

資料：真庭市

表 6-7 年次別火災・救急件数 (真庭市消防本部管内)

(単位：件)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
火災件数	30	28	41	20	27
救急件数	2,486	2,523	2,505	2,530	2,239

資料：真庭市

安全で安心できる地域づくり

交通事故や犯罪から市民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保することは重要な課題であるため、関係機関と連携を図りながら安全で安心なまちづくりを進めています。

高齢者や子ども、女性などが犯罪に巻き込まれる事態を防ぐため、地域社会全体で見守るとともに、登下校時の通学路での子どもの安全対策等を推進し、犯罪に強いまちづくりに努める必要があります。

また、高齢者等の交通弱者が関係する事故が増加しているため、交通安全対策を図る必要があります。

本市では、市民の安全安心のための窓口として、青少年育成センターや女性家庭相談、人権相談、犯罪被害者支援相談窓口等を設置しています。また、生活相談のワンストップ窓口として「生活総合相談窓口」と「消費生活センター」を設置し、各課・関係機関が連携・支援に当たる体制を整えています。今後も相談対応の専門性を高めるため、消費生活相談員の育成を進め、法律相談等の専門機関との連携対応の充実が必要です。

また、安全で安心な生活環境の確保のため、年々増加している空き家への対策（利活用の促進や老朽危険空き家等への対策など）が必要です。

住宅の整備

近年は、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する人に対する賃貸住宅の供給が促進されているところです。

本市の公営住宅の入居者状況は、入居戸数 372 世帯のうち政令月収が 104,000 円以下（収入分位 1）の世帯は 338 戸で入居者の 90.8%を占めており、公営住宅が市内の住宅確保要配慮者の住宅確保に重要な役割を果たしていることがわかります。市が管理している住宅のうち、耐用年数の過ぎた住宅は全体の約半数を占めており、空き家になるにもかかわらず募集ができない老朽住宅も多い状況です。また、生活様式も最近のものと大きくかけ離れたものも少なくなく、安全に安心して暮らせる住宅の確保が求められています。

低廉な公共賃貸住宅を求める市民は多く、良質な住生活基盤を整備し、市内での定住を図るための対応が必要となります。

表 6-8 住居の推移

区分		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
		世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
一般世帯（総数）		16,666	100.0	16,395	100.0	16,030	100.0
住宅	持ち家	13,890	83.3	13,634	83.2	13,172	82.2
	公営住宅	668	4.0	545	3.3	538	3.4
	民間住宅	1,285	7.7	1,534	9.4	1,718	10.7
	給与住宅	359	2.2	312	1.9	253	1.6
	間借り	101	0.6	119	0.7	117	0.7
住宅以外（寮・寄宿舍等）		363	2.2	251	1.5	232	1.4

資料：国勢調査

その他

核家族化の進展や市街地への定住等により、市民の墓地需要は高まりをみせており、市営墓地の整備が必要になっています。

また、市が運営する 2 箇所の火葬場について、建物及び施設の老朽化が進んでいくため、計画的な設備更新が求められています。

2 その対策

水道施設

安全で安心な水の供給を安定的に行うため、老朽化した水道施設の改良を行うとともに毎年度の事業投資を平準化し、健全な水道運営ができるよう、統廃合を含めた施設整備を実施していきます。

下水道施設

市民だれもが快適で文化的な生活ができるよう、今後も市街地や集落ごとの特性に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の 3 つの手法による下水道施設の整備を推進します。

また、すでに整備した公共下水道施設については、機械及び電気設備を中心に標準耐用年数を超過しているため、維持・修繕及び改築に関する計画を策定し、点検・調査から修繕・改築に至るまでの一連のプロセスを計画的に実施します。

農業集落排水施設については、人口減少等から施設の効率的な運営が困難となっている現状を踏まえ、老朽化した施設の更新時に統合等を考慮することにより、ストック（施設）の適正化を図り、効率的な施設運営管理を目指します。

ごみ、し尿処理施設

自然環境を維持するため、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進するとともに、ごみの収集体制の強化、処理の効率化、分別収集の徹底等ごみの減量化、環境対策に取り組みます。現在稼働する3施設は適切な維持・補修により効率的なごみ処理を行うとともに統廃合を視野に入れた中間処理施設の再構築を目指します。また、生ごみ、し尿、浄化槽汚泥等をメタン発酵して液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）を整備し、循環型社会の実現を目指します。

なお、老朽化の進むし尿処理施設については、生ごみ等資源化施設の整備に併せて休止します。

消防、救急

複雑多様化する災害や事故に対応できるよう、常備消防においては、消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等の更新、最新の情報通信技術・機能を備えた消防指令業務を実現する高機能消防指令センターを更新し、更なる消防体制の整備を進めます。また、救急救命士の養成や救急救命士の処置拡大による資機材の導入も進めていくとともに、医療機関との連携の強化によるドクターカー・ドクターヘリ等の活用も推進します。

消防団においては、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ・小型動力ポンプ積載車の配備や防火水槽・消火栓の整備を行い、減少する消防団員の確保・研修に取り組むなど組織の強化等を推進します。また、災害発生時の常備消防と消防団の連携による消防体制の充実・強化を図ります。

さらに、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難所となる施設等の耐震化等の整備や見直しを行い、防災体制の総合的な整備を推進します。高齢者をはじめとする災害時の要配慮者に対する避難支援体制を進めるため、自主防災組織の設置促進や育成強化、活動活性化に努め、地域での防災体制を整えます。

安全で安心できる地域づくり

地域住民や警察等関係機関・団体と連携し、犯罪や事故等に関する情報の提供、地域住民等による自主防犯活動への支援、交通安全教育や交通安全施設の整備など、安全安心のまちづくりを推進していきます。

また、消費者被害やDV被害者への支援には、警察や弁護士、女性相談所などの専門機関との連携対応を推進します。消費生活センターでは、高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法、ネット関連のトラブルなど、年々相談内容も多様化しているため、これまで以上に高齢者や障がい者等の社会的弱者を狙った悪質商法への対策や、民法改正に伴う成人年齢の改正(18歳)を踏まえた若者への被害防止対策などの充実を図ります。各関係機関との連携強化、未然防止対策、自立した消費者教育の推進を図ります。

老朽危険空き家等については、除却する際の所有者等への補助金の交付や、所有者等の意識の醸成、住民・民間事業者等と連携し、適正な管理を推進するなど、安全安心に暮らせるまちを目指します。

住宅の整備

多様化する市民のニーズに対応しつつ、定住化を促進するため、既存の住宅の改修や市内の住宅ストックを有効に活用するとともに、すべての人が暮らしやすい安全で安心な住宅を供給するため、市営住宅の維持管理等に努めます。

また、空き家については、空き家情報バンクへの登録の促進や、空き家取得及び改修への支援等により、若年層や UIJ ターン者の定着を図り、定住人口の増加を目指します。

その他

市民の墓地需要に対応し、周辺環境とも調和した墓園の整備を検討するとともに、既存の墓地・墓園の維持・整備に努めます。

また、市内 2 か所の火葬場については、設備更新計画を作成し、設備故障等で火葬業務に支障が出ないよう計画的に更新工事を行います。

3 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境の 整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	中央監視装置整備改良事業	真庭市	
		月田簡易水道基幹改良事業	真庭市	
		月田配水池新設事業	真庭市	
		老朽管改良事業	真庭市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	落合浄化センター増設事業（污水）	真庭市	
		公共下水道（污水）ストックマネジメント事業	真庭市	
		特定環境保全公共下水道（污水）ストックマネジメント事業	真庭市	
		久世・落合地区污水管渠整備事業	真庭市	
	農村集落排水施設	宮地地区管路改築更新事業	真庭市	
		農業集落排水ストックマネジメント事業	真庭市	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	生ごみ等資源化施設整備事業	真庭市	
	(5) 消防施設			
		消防ポンプ車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ積載車更新事業	真庭市	
		小型ポンプ更新事業	真庭市	
		耐震性貯水槽新設事業	真庭市	
		消防機庫新築事業	真庭市	
	ホース乾燥塔整備事業	真庭市		
	美作地区消防指令センターシステム機器更新事業	真庭市		
	水難救助用ボート更新事業	真庭市		
	高規格救急自動車更新事業	真庭市		

		消防自動車更新事業	真庭市	
		貨物車更新事業	真庭市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援

本市の平成25年から平成29年の5年間の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は1.75と県下では高いものの、出生率は低下傾向にあり、依然として少子化が進んでいます。

核家族化等の影響もあり保育への要望は強く、保育サービスの更なる充実が求められているほか、地域によって保育・教育環境が異なる現状を改善するため、認定こども園の設置等を進める必要があります。また、老朽化の進んだ園舎の計画的な修繕も必要となっているほか、子育て環境も複雑になり育児に悩みを抱える保護者も多く、子どもの成長に合わせた各種相談や虐待に関する相談体制の充実や地域で支えあい健やかな子育てができるような環境づくりが求められます。

表 7-1 保育所・認定こども園の状況

(単位：人)

施設名	所在	定員	令和2年度末 園児数
北房こども園（幼保連携型）	下皆部 289	180	150
木山こども園（保育所型）	下方 1364-4	80	63
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	180	158
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	180	186
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	90	79
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	50	39
久世保育園	久世 266-7	80	91
久世第二保育園	台金屋 269-1	80	105
久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	180	112
米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	50	16
勝山こども園（保育所型）	勝山 628-1	180	140
月田保育園	月田 6842-1	60	27
富原保育園	若代 1890-9	45	13
美甘こども園（保育所型）	美甘 3558	60	7
湯原こども園（保育所型）	久見 69	75	53
中和保育園	蒜山下和 1802	30	10
八束こども園（保育所型）	蒜山下見 1527	105	92
川上こども園（保育所型）	蒜山上福田 890-16	110	62
愛慈園（NPO）	久世 2950-1	45	44

資料：真庭市

高齢者の保健及び福祉

本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査で36.6%であり、県平均の28.7%（全国平均26.6%）を大きく上回っており、今後も高齢化は進むと思われます。

本市の老人福祉施設は、久世地域に整備した養護老人ホーム（平成 29 年度から民営化）のほか、民営の老人保健・福祉施設が立地しています。

75 歳以上の高齢者や一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、こうした高齢者に対する見守り等地域支援の体制づくり、高齢者が生きがいを持って社会に参加できる環境の整備が必要です。

特に、今後大幅な増加が見込まれる認知症の人については、本人や介護家族が、地域社会の一員として安心して暮らせる地域づくりが求められており、地域住民と行政・医療・福祉機関等との連携した取組が欠かせません。

また、高齢者の虐待や消費者被害も複雑化しており、地域包括支援センターを中心として、地域全体で高齢者を支えていく地域包括ケアシステムの構築が必要です。

さらに、介護保険制度における認定者数が年々増加しており、介護保険サービスの需要が高まるものと考えられます。したがって、介護予防・重度化予防の取組を強化することによって、健康寿命の延伸及び認定後の要介護度の進行抑制に努める必要があります。

表 7-2 年齢別人口の推計

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
世帯数	16,665	16,650	16,967	16,666	16,458	16,030
1 世帯当たり人数	3.53	3.40	3.23	3.10	2.97	2.78
総人口（人）	58,754	56,607	54,747	51,782	48,964	46,124
65 歳以上人口（人）	12,295	14,533	16,146	16,512	16,428	16,900
高齢化率（%）	20.9	25.7	29.5	31.9	33.6	36.6

資料：国勢調査

表 7-3（1）老人保健・福祉施設の状況

（令和 2 年 7 月現在）

（単位：箇所）

介護老人福祉施設	介護老人保健施設・介護医療院	介護療養型医療施設	有料老人ホーム	養護老人ホーム	ケアハウス	通所介護・通所リハビリテーション	老人福祉センター
7	6	1	1	1	3	24	3

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

表 7-3（2）地域密着型サービス施設の状況

（令和 2 年 7 月現在）

（単位：箇所）

介護老人福祉施設（29 人以下）	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	ケアハウス
7	10	5	6	1

資料：岡山県保健福祉施設・病院名簿及び真庭市

地域福祉及び心身障がい者福祉

本市では、障がい者やその家族に各種制度の理解を深めてもらうため、周知を図っているほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に則り、相談事業者による身体・知的・精神の3障がいの相談や支援を行っていますが、相談件数が増加する一方で、日中一時支援事業や移動介助事業については、利用者の要望に応えることが出来ないケースもあり、改善の必要性がある事業も見受けられます。また、過疎地域の特徴として公共交通網が十分でないため、障がい者等の交通手段の確保が求められています。

すべての障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、自立と社会参加を促進する施設やサービスの充実等、障がい福祉施策の総合的な推進を図る必要があります。

また、障がい者施策から子育て支援、高齢者施策まで多方面にわたる地域福祉の充実が求められています。このため、市民と行政との協働による取組や地域住民が連携した支援体制を整える等、地域住民を主体とした地域福祉の推進に努めることも必要です。

2 その対策

児童福祉、母子・父子福祉及び子ども・子育て支援

「真庭市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育の見込量に対応できる提供体制を確保するとともに、子育てに関する相談体制の強化や児童虐待防止に向けた取組の推進、母子・父子家庭への支援等、地域の子育て機能の強化を図ります。

子どもの成長に合わせた各種相談や教室を開催するとともに、発達に課題をもつ子どもを対象にした通所訓練事業や発達支援教室等を開催して、健やかな育成を支援します。また、地域で支える子育てを目標に、放課後児童クラブや子育て支援拠点事業を充実させます。さらに、多様化する保育ニーズに対応するため、保育体制の見直しや研修を通じた保育士の資質向上を目指すなど、育児不安の解消を図る体制の確保を行います。

子育て環境の整備として、保育需要の高まる3歳未満の受け皿の確保について検討を行うほか、施設については保育園・幼稚園の修繕やこども園の整備を行い、保育と幼児教育の充実を図ります。

また、少子化対策の一環として、中学校卒業までの方を対象として、医療費受給資格者証を発行し、医療機関等で健康保険制度を用いて治療を受けたときに、被保険者が支払う額（一部負担金）を市が助成する「乳幼児・児童生徒医療費給付事業」を実施しています。

高齢者の保健及び福祉

今後予想される高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に対応するため、地域住民等と保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムを構築し、地域ぐるみで高齢者福祉を推進します。

また、高齢者が生きがいを持って社会参加できる環境を整えるため、就業機会の確保・拡充や学習機会の充実、保健医療との連携による健康管理・健康づくりの支援、スポーツ・レクリエーション、趣味・文化活動等を通じた交流を促進します。さらに、高齢者や介護家族が地域で安心して生活を送れるよう、地域包括支援センターを中心として、介護予防ケアマネジメントや総合相談、虐待防止等包括的な支援を実施します。

さらに、高齢者福祉施設については、施設の整備を日常生活圏に考慮しながら進めます。

地域福祉及び心身障がい者福祉

障がい者福祉については、地域生活支援事業の実施や総合相談体制の整備等、障がい者福祉サービスの充実を図ります。また、自立と社会参加に向けた支援を行うため、地域自立支援協議会を中心とし

た保健・福祉・医療・教育・就労等関係する機関の連携を強化し、身体・知的・精神のあらゆる障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができる体制づくりを行います。

だれもが安心して暮らせる地域の形成を目指して、地域福祉の推進役を担う社会福祉協議会やNPO法人及び福祉ボランティアの育成・強化・支援を図り、共に支えあう地域づくりを推進し、共生社会の実現を目指します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保育所	保育園施設整備事業	真庭市	
	(2) 認定こども園			
		認定こども園施設整備事業	真庭市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。 ○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。 ○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。 	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	乳幼児・児童生徒医療費給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。 ○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。 ○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。 	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第 8 章 医療の確保

1 現況と問題点

本市の医療施設は、病院 7 施設、一般診療所 43 施設、歯科診療所 19 施設のほか、薬局 27 施設が立地しています。また、市立の医療施設として、温泉を利用した湯原温泉病院が湯原地域に立地しており、北部地域の中核病院として、また、地域の防災拠点としての役割を担っています。

本市は約 828 km²と広く、通院のための交通手段の確保が必要なほか、市内には産科・小児科が少なく、出産・子育てへの不安解消のための医療機関の充実が求められています。さらに、眼科・耳鼻科等診療科の確保に加え、真庭市医師会との連携による救急医療体制の維持が必要です。

医療従事者（医師・看護師等）は不足しており、今後も減少することが懸念されるため、関係機関との連携を密にし、医療従事者の確保に努めることが必要です。

さらに、市民が健康や医療に関する正しい情報・知識を得るために、健康教育や健康相談等あらゆる機会を利用して啓発することも必要です。

表 8-1 医療施設の状況

(平成 30 年度)

(単位：箇所)

区分	病院		一般診療所		歯科診療所	薬局
	施設数	病床(床)	施設数	病床(床)		
真庭市	7	767	43	57	19	27
岡山県	163	28,002	1,654	2,162	984	832

資料：岡山県統計年報

表 8-2 医療関係従事者の状況

(平成 30 年度)

(単位：人)

区分	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
真庭市	76	22	70	50	11	555	104
岡山県	6,088	1,778	4,167	1,018	539	23,523	4,510

資料：岡山県統計年報

2 その対策

だれもが「いつでも、どこでも、安心して」医療サービスを受けられる地域医療供給体制の整備に努めます。湯原温泉病院の活用を図るとともに、各医療機関との情報共有・広域連携により、がんや循環器疾患、糖尿病治療、リハビリテーション医療等を含む必要な医療提供体制の確保を図ります。湯原温泉病院は、今後更に少子高齢化・過疎化が進行する中山間地域において、へき地医療拠点病院及び救急告示病院、地域防災拠点として、また、疾病予防や健康増進の拠点として医療体制及び地域の安全安心のための体制整備を図ります。

また、真庭市医師会と連携の上、初期救急医療体制である在宅当番医制度や、二次救急医療体制である病院群輪番制度を継続実施することで、休日夜間における救急医療体制を維持するとともに、必要に応じて、三次救急医療機関のある津山地域への搬送も行います。

さらに、医療・福祉等の行政部門と関係機関との連携を密にし、総合的・一体的な健康づくりの体制を整え、医療従事者の確保や健康づくりを行う場の整備、健康診査・健康相談・健康教育等地域に密着した健康づくり事業を展開し、市民の健康づくりを支援します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	湯原温泉病院医療機器整備	真庭市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第9章 教育の振興

1 現況と問題点

学校教育

本市の公立幼稚園は1園、公立幼保連携型認定こども園は7園が整備されて、「真庭市保育カリキュラム基本の柱」を作成し、統一した教育・保育を行っています。しかし、少子化により、園児数の少ない園では、教育内容に制限が生じています。

小学校は20校、中学校は6校ありますが、少子化の影響で小規模校が大半を占めており、複式学級も増加しています。このことは、学校のみならず地域の課題でもあることから地域が学校運営に参画するコミュニティスクールを核とした地域教育力の向上や地域コミュニティの活性化のため人材育成を学校・地域相互で進めていく必要があります。

また、老朽化が進んでいる学校施設の長寿命化と低環境負荷に配慮した照明設備、児童・生徒が快適に学ぶ環境を実現するため空調設備の充実が課題です。さらに、安心安全な学校給食を提供する環境を整えることや地産地消の取組と連携し地元食材を安定供給する体制づくり、共同調理場方式による統一的な食品管理体制を整えることが課題です。

複雑多様化する現代社会にあって、児童・生徒たちには「学力問題」をはじめ、「いじめ」や「不登校」等の様々な問題があり、これらへの適切な対応が必要になっています。

さらに、国際化・情報化社会に適応できるよう児童・生徒の資質や能力を育成することが必要です。

本市内の高等学校は統合の結果、現在は2校が4校地に分散し、それぞれが地域の特性を生かした高等教育を展開しています。しかし、少子化や人口減少の進展により、すべての校地で生徒数が定員に達しておらず、令和4年度には現在の2校4校地から2校3校地に再編されるなど、今後の存続に懸念が持たれる状況となっています。

基礎的自治体として人口減少に一定の歯止めをかけ、移住・定住の促進や地域としての魅力を高めていくためには、市内に特色豊かな高等学校が存在することは不可欠の条件であり、地域の持続と発展に直接関わる重要な課題です。この課題解決のため、これまでも増して市民や地域との関わりの中で、市内高等学校の魅力化を図り、人材の育成を進めていく必要があります。

市内の小中学校では、学校司書による授業支援や蔵書の管理等の効率化向上のため学校図書館の電算化が求められます。

表 9-1 幼稚園の状況（幼保連携型こども園再掲）

（単位：人）

施設名	所在	令和2年度末 園児数
北房こども園（幼保連携型）	下嵯部 289	150
落合こども園（幼保連携型）	落合垂水 938-1	158
天の川こども園（幼保連携型）	野川 797	186
美川こども園（幼保連携型）	栗原 780-2	79
河内こども園（幼保連携型）	中河内 2125-1	39
久世こども園（幼保連携型）	鍋屋 111-1	112
草加部幼稚園	草加部 538	4
米来こども園（幼保連携型）	目木 1804	16

資料：真庭市

表 9-2 小中学校数の状況

(令和 3 年度)

(単位：人)

区分	学校名	所在	学級数	生徒数
小学校	北房小学校	下嵯部 289	10	206
	落合小学校	落合垂水 607-2	9	178
	天津小学校	日名 20-2	7	150
	木山小学校	下方 1390	6	93
	木山小学校日野上分校（休校）	日野上 1317		
	美川小学校	栗原 720	6	112
	河内小学校	中河内 2119-1	6	59
	川東小学校	田原 175	7	97
	遷喬小学校	久世 100	14	381
	草加部小学校	草加部 538	5	34
	米来小学校	目木 1804	7	96
	櫻邑小学校	櫻西 3510	3	7
	余野小学校	余野下 475	3	17
	勝山小学校	本郷 1801	9	212
	月田小学校	月田 5642	6	44
	富原小学校	若代 1948	3	25
	美甘小学校	美甘 4021-4	5	37
	湯原小学校	久見 70	7	82
	中和小学校	蒜山下和 1965	3	18
	八束小学校	蒜山下見 1527	8	113
川上小学校	蒜山上福田 890-17	8	90	
中学校	北房中学校	上水田 2758	5	115
	落合中学校	下方 625	12	327
	久世中学校	台金屋 202	11	290
	勝山中学校	三田 190	9	188
	湯原中学校	久見 105	3	52
	蒜山中学校	蒜山下福田 468	7	132

資料：真庭市

表 9-3 市内高等学校の状況

(令和 3 年度)

(単位：人)

学校名	所在	学科	定員	生徒数
県立勝山高校 勝山校地	勝山 481	普通科	360	319
		ビジネス科	120	112
県立勝山高校 蒜山校地	蒜山上長田 4	普通科	120	42
県立真庭高校 落合校地	落合垂水 448-1	普通科	220	109
		看護科	120	76
		専攻科	80	47
県立真庭高校 久世校地	中島 143	生物生産科	105	81
		食品科学科	105	77

資料：真庭市

集会施設、体育施設、社会教育施設等

公民館や集会所、図書館等については、生涯学習やコミュニティ活動の拠点となるため、地域の実情に応じて適切な時期に施設の維持補修や整備が求められます。

また、価値観やライフスタイルの変化等により、市民のスポーツやレクリエーションを行う目的や内容も高度化・多様化する一方、運動不足や子どもの体力低下、市民の高齢化が問題となっています。

このため、市民誰もがスポーツやレクリエーションに気軽に親しめ、リフレッシュできる環境をより一層充実させる体育施設や関連する公園等の整備や維持補修が求められています。

2 その対策

学校教育

就学前の幼児の保育・教育環境については、地域によって保育・教育環境が異なるという現状を改善するため、認定こども園の設置等を進めます。

また、育ちに必要な探求心や五感を高めるため、真庭市の豊かな自然環境を生かした保育環境の充実に努めます。

小中学校の小規模校については、少子化対応と教育効果を高めるため、地域の実情などに十分配慮しながら魅力ある学校づくりを進めますが、通学困難な児童・生徒の通学条件格差是正のためのスクールバス等の運行にも配慮します。

また、学校施設については、より良い教育活動を行うために安全性、機能性を確保できるよう教育環境の整備を進めます。

さらに、知・徳・体の調和がとれ、生きる力を備えた児童・生徒を育むため、教職員の資質や指導力の向上を図り、また地域の教育力やネットワークを活用した教育情報の共有化と地域参画の仕組みづくりなどにより、一人ひとりの能力に応じた多様で質の高い教育を実践します。

高等学校については、地域に誇りを持つ人材の育成を推進するため、地域の産業や文化等への理解を深める「ふるさと教育」や地元で暮らすことの魅力や地元企業の魅力等が浸透するよう、地元企業へのインターンシップの推進を支援します。

また、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることができる人材の育成支援、地域との交流の場としての宿泊・滞在型施設の整備の支援、地域経済の活性

化を担う人材を養成する専門高校等において、地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育の推進、実験・実習等に必要となる産業教育施設・設備の整備を支援します。

そして、高校と地域とが連携・協働して産学官等によるコンソーシアムを構築する取組や高校と地域をつなぐ人材（コーディネーター）の配置・活用に向けた取組を支援し、全国から高校生が集まるような魅力的な高校づくりを支援します。

市内小中学校の学校図書館の電算化により、児童・生徒や教員が市内の全学校図書館と市立図書館の蔵書を横断的に検索し、読書や学習活動に活用できるようにし、学校司書による、授業参画を充実させます。

集会施設、体育施設、社会教育施設等

様々な学習の場やコミュニティ活動、文化活動、スポーツ活動等市民活動の拠点施設を確保するため、公民館や集会所、スポーツ施設等の社会教育施設の改修を適時行います。

また、公共施設の空きスペースの有効活用を図り、市民広場など活動の場を広げます。

さらに、図書館や体育館などの社会教育施設及び体育施設が地域自治の拠点として機能するように、地域の特長を生かした学びの環境整備等を進めます。

市民がいつまでも健康で心豊かな生活を送るために、生涯の各時期にあった学びや活動の場などの環境を整備し、関係団体などと連携し、事業の充実を図っていきます。

また、より良い学習や活動ができる環境の提供のため、既存施設や公園などの一層の利用と効率化を図るとともに、整備と改修を進めます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	小中学校校舎トイレ改修事業	真庭市	
		小学校教室空調設置事業	真庭市	
		小学校校舎等予防改修事業	真庭市	
		小中学校校舎照明改修事業	真庭市	
	屋内運動場	草加部小学校屋内運動場屋根改修事業	真庭市	
		小中学校屋内運動場照明改修事業	真庭市	
	給食施設	学校給食共同調理場整備事業（落合地域）	真庭市	
		給食配送車購入事業（勝山学校給食共同調理場）	真庭市	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	北房文化センター施設改修事業	真庭市	
	集会施設	駅舎衛生環境整備事業	真庭市	
	体育施設	落合総合公園施設改修事業	真庭市	
		蒜山スポーツ公園施設改修事業	真庭市	
		蒜山高原ライディングパーク整備改修事業	真庭市	

(4) 過疎地域持続的発展進特別事業			
義務教育	<p>学びのデジタル化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 無線 LAN 整備及びタブレット、指導用デジタルコンテンツの整備。 ○事業の必要性 デジタル社会に対応した教育の提供により、多様で質の高い教育を 実践するため。 ○見込まれる事業効果 児童・生徒のデジタル機器活用の促進、効率的な授業の展開。 	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	<p>学校力向上事業（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 （ALT 配置事業） ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。 （Q-U を活用した集団作り事業） ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。 （英語力向上事業） ・GTEC の結果をもとに英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、事業改善を行う。小中学校で一貫した共通指標を持ち指導力向上を図る。 （地元企業と連携した学習事業） ・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。 （郷育を核としたキャリア教育推進事業） ・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさと学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。 ○事業の必要性 児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。 ○見込まれる事業効果 児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。 	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

	<p>その他</p>	<p>地域連携型学校魅力化事業（再掲）</p> <p>○具体的な事業内容 （高校魅力化応援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。 ・地元住民、産業界、高校による連携を進めるためのWSの開催。 ・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。 ・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。 <p>（地産地消推進事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。 ・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。 <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	<p>真庭市</p>	<p>当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。</p>
--	------------	--	------------	------------------------------

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第10章 集落の整備

1 現況と問題点

少子高齢化や定住人口の減少、地域住民のニーズの多様化等により、地域活力の維持や行政のきめ細やかな対応が困難となってきています。このため、地域住民と行政とが協力し、対等な立場で地域づくりを推進していく“協働”の仕組みづくりが求められています。

また、市周辺地域を中心に世帯数や人口が減少し、高齢化が進んでいる「小規模高齢化集落」が多く見られるようになり、安心して暮らせる生活環境や基本的な集落活動の維持が困難になりつつあります。

こうした状況を踏まえ、市民と連携・協働して、地縁のつながりばかりにこだわらず、広く総合的な視点から「みんなが住みたいまちづくり」を進めていく必要があります。

2 その対策

市民主体、市民参加で活力あるまちづくりを推進するため、複数の自治会や地域団体が構成され、主体的に地域づくりを行う「地域自主組織」の活動のため、集落支援員等の人的支援を行います。

さらに、地域課題の解決や地域活性化の活動を経済面も含め自立的・永続的に運営する意欲のある地域については、地域自治振興拠点を認定し重点的に支援していきます。

人口減少と高齢化が進む「小規模高齢化集落」については、複数の地域で広域的に支えあう集落機能の強化に取り組み、集落のニーズを常時把握できる仕組みづくりや集落支援員の配置等、地域自主組織等と連携しながら集落活動等を支援します。

また、交流定住施策の推進による外部の人との交流は、地域を見直す機会になるだけでなく、地域課題を解決する方策となります。このため、ワンストップ相談窓口や、交流定住センターを中心とした移住希望者へのコーディネート業務、地域おこし協力隊の導入を総合的に充実させ、UIターン者の受け入れを促進する施策を実施するとともに、関係人口を構築していきます。

3 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第 11 章 地域文化の振興等

1 現況と問題点

本市は、平成 17 年の合併より新たなまちづくりを進めています。過去から現代、さらに未来へと脈々と受け継がれる歴史遺産や史跡、伝統行事などは地域の存在の証であると同時に、郷土への愛着と誇りの源でもあります。

これらの伝統文化を維持継続するとともに、伝統文化を融合させながら、市としての一体感を醸成する新たな文化を育てていくことが必要です。そして、市民が主体となり地域文化を創造するため、自主的な活動への支援や芸術鑑賞機会の充実を目指し、だれもが身近に親しめる環境を整えることが重要です。

また、市内には地域の歴史や風土に根ざした貴重な文化遺産等が多数残されているため、これらの調査や保存を行い、後世に伝えていくことも重要です。

2 その対策

市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、生涯学習活動等を中心とした市民や各種団体の協働による自主的芸術文化活動の推進や、優れた芸術文化、真庭らしい地域文化などを鑑賞できる機会の提供・充実を図るとともに、それらを実施することのできる文化施設等の整備を行います。

さらに、各機関との連携による文化活動ネットワークを形成し、学術の振興と地域文化の向上を図ります。

市内には、歴史的町並みや高瀬舟発着場跡、出雲街道と宿場町跡、旧遷喬尋常小学校、醍醐桜や古墳散歩道、伝統行事、史跡等の歴史的景観や文化遺産が多数存在します。これらの地域の歴史と風土に根ざした有形・無形の貴重な歴史文化遺産を地域文化の創造に活用しながら後世に伝えていくため、伝統文化の掘り起こしや継承者の育成等それぞれの特性に応じた保存体制の強化を図るとともに、文化財資料のデジタル化を進めていきます。

また、廃校舎等を活用した情報発信の核となる文化財センター等や博物館等施設の整備を行います。

そして、国指定重要文化財旧遷喬尋常小学校校舎については、校舎の保存・活用に向けて、解体修理及び耐震補強工事に取り組みます。

3 事業計画（令和 3 年度～7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10. 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	久世エスパセンター改修事業	真庭市	
		勝山文化センター改修事業	真庭市	
		旧遷喬尋常小学校校舎整備・活用事業（再掲）	真庭市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の促進

1 現況と問題点

近年、地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響により、日本各地で深刻な災害が頻発しています。平成 30 年 7 月豪雨では、岡山県下でも、本市を含む多くの住民の生命・財産を脅かす甚大な被害が発生しました。気候変動は、本市にとって対岸の火事ではなく、当事者として対策を講じなければならない喫緊の課題となっています。

さらに、事業者等による大規模太陽光をはじめとした発電施設の設置が進んでいますが、特に蒜山高原をはじめとする特色ある豊かな自然環境や景観との調和が課題となっています。

SDGs 未来都市・真庭市は、SDGs 目標 13「気候変動に具体的な対策を」の達成に向けて、豊富な森林や岡山三大河川旭川水系の豊かな水など、地域資源を活用した再生可能エネルギーによる、エコで災害にも強いまちづくりに取り組んでいます。

また、本市は平成 26 年 3 月に国から「バイオマス産業都市」として選定され、その大きな柱の一つである真庭バイオマス発電所を中心として、再生可能エネルギーを推進してきました。市内で出た間伐材や枝葉、また製材所の端材や樹皮など、本来捨てられていたもののみを利用し発電するこの取組により、市内の経済循環の実現やエネルギー自給率の向上など、様々な効果をもたらしています。また発電だけでなく、石油の代替品として木質バイオマスを利用し、木材の乾燥や農業用ハウス、温水プール、家庭用暖房器具にも活用されています。

真庭バイオマス発電所の発電は約 22,000 世帯分の電力供給を可能とする規模であり、本市の一般家庭全てをカバーできる能力を有しており、木質バイオマスエネルギーによる自給率も 32.4%まで向上しています。しかし、真庭バイオマス発電所で作られた電気は一部の民間事業者と真庭市役所等の市内公共施設での利用のみであり、地域活用については進んでいないことから、再生可能エネルギーが地産地消できるシステムの構築が課題となっています。また、本市は脱炭素社会に向け「ゼロカーボンシティまにわ」を掲げており、CO₂ 排出を抑制するための対策と再生可能エネルギーの推進の両面からエネルギー自給率 100%に向けた取組が求められています。

さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する新たなバイオマス活用の取組が始まり、地域資源を生かした取組が広がっています。

2 その対策

再生可能エネルギーの地産地消やレジリエンス強化のため、地域マイクログリッドの実現に向け、関係省庁の支援を受けつつ本市内外の事業者と一緒に構築していく必要があります。真庭バイオマス発電所のほか、電気小売事業者、一般送配電事業者等の企業や契約及び料金收受スキームを有する企業の協力は必須要件であり、これらの企業によるコンソーシアムの形成支援を進めていきます。

また「ゼロカーボンシティまにわ」とエネルギー自給率 100%の実現を目指し、市内関係事業者とともに第 2 バイオマス発電所の検討等を進めていきます。第 2 バイオマス発電所建設には、再生可能エネルギーであるバイオマス燃料材の安定した数量確保が必須であることから、広葉樹をバイオマス燃料として活用するための取組支援を進めていきます。

CO₂ 排出抑制、省エネルギー化の推進の観点から、市内公共施設について LED 照明、太陽光発電等の省エネ設備や低公害車等の温室効果ガス削減につながる設備の導入を検討、実施を進めるとともに、家庭や事業所等においても CO₂ 排出抑制、省エネルギー化が図れるよう情報提供を行うなど支援策を検討・実施していきます。

さらに、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥を液体肥料に資源化する施設（生ごみ等資源化施設）では、メタン発酵の課程で発生するバイオガスのエネルギー利用を進めていきます。

太陽光等発電施設については、施設等の設置推進とあわせて条例改正等により、豊かな自然環境や景観と調和を図っていきます。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能エネルギーの利用の促進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
		生ごみ等資源化施設整備事業（再掲）	真庭市	
		バイオ液肥濃縮施設整備事業（再掲）	真庭市	

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

平成の大合併により誕生した本市では、9ヶ町村がそれぞれ整備した数多くの公共施設等を引き継ぎ、市民の大切な資産として活用してきました。一方で、近年の人口減少と少子高齢化が進む中、これまでに整備してきた多くの公共施設等の適正な質の維持と長寿命化に向けた取組が重要な課題の一つとなっています。

2 その対策

人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設等の配置や未利用施設の撤去等を行い、上質で熟成した「まち」に相応しい効率的で魅力的な施設経営と財産活用に取り組むためのファシリティマネジメント推進体制を構築するとともに、持続可能な地域づくりを推進します。

3 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	未利用施設解体事業 ○具体的な事業内容 老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。 ○事業の必要性 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。 ○見込まれる事業効果 維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

4 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画においても、「真庭市公共施設等総合管理計画」と整合を図り、各公共施設等において、総合的かつ計画的な管理を行っていきます。また、防災・減災の観点を取り入れ、「持続的な地域づくり」や「先進的な社会（多自然型低密度居住）」の実現など、これからのまちづくりに合わせた各種取組を推進することとします。

【参考】事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	<p>学校力向上事業</p> <p>○具体的な事業内容 (ALT 配置事業)</p> <p>・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力の向上を図る。</p> <p>(Q-U を活用した集団作り事業)</p> <p>・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校生活の充実を図る。</p> <p>(英語力向上事業)</p> <p>・GTEC の結果をもとに英語力向上のため児童生徒の課題を把握し、事業改善を行う。小中学校で一貫した共通指標を持ち指導力向上を図る。</p> <p>(地元企業と連携した学習事業)</p> <p>・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。</p> <p>(郷育を核としたキャリア教育推進事業)</p> <p>・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさと学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもった児童生徒の育成を図る。</p> <p>○事業の必要性</p> <p>児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果が見込まれる。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
		<p>地域連携型学校魅力化事業</p> <p>○具体的な事業内容 (高校魅力化応援事業)</p> <p>・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。</p> <p>・地元住民、産業界、高校による連携を進めるための WS の開催。</p> <p>・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。</p> <p>・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。</p> <p>(地産地消推進事業)</p> <p>・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶことを支援。</p> <p>・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されることを促進する。</p> <p>○事業の必要性</p> <p>市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。</p> <p>地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供することにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。

2.産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	<p>木造建築物助成事業</p> <p>○具体的な事業内容 一定量以上の真庭産材を使用した木造建築物に補助をするもの。</p> <p>○事業の必要性 真庭産乾燥材の利用促進を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 真庭産材の利用促進、需要拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
	企業誘致	<p>企業立地雇用及び産業団地分譲促進事業</p> <p>○具体的な事業内容 真庭産産業団地等立地企業に対し奨励金を交付するもの。</p> <p>○事業の必要性 企業立地が推進されることにより、多様な雇用を確保するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 企業立地の推進、多様な雇用の拡大。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
3. 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	<p>行政情報告知端末整備事業</p> <p>○具体的な事業内容 行政情報告知放送を提供するため真庭ひかりネットワークの引き込み及び機器設置を行うもの。</p> <p>○事業の必要性 告知放送サービスを通じて市民に行政情報・防災情報を提供し、市民生活の向上を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 市民に迅速に行政情報・防災情報を伝えることができる。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
		<p>地図データ統合化事業</p> <p>○具体的な事業内容 分散している地図データの統合を図るもの。</p> <p>○事業の必要性 インフラなどの適切な維持管理と市民の利便性を向上するため。</p> <p>○見込まれる事業効果 インフラなどの適切な維持管理とワンストップでインフラなどの情報が確認できるようになり、市民の利便性向上につながる。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
児童福祉	<p>放課後児童健全育成事業</p> <p>○具体的な事業内容 放課後児童クラブにおいて適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るもの。</p> <p>○事業の必要性 地域で支える子育てを支援し、育児不安の解消を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 安心して子育てができる環境整備による育児不安の解消。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	
	<p>乳幼児・児童生徒医療費給付事業</p> <p>○具体的な事業内容 市が、子どもの医療費自己負担分を公費負担することで無料化する。</p> <p>○事業の必要性 子育て世帯の負担を軽減し、子育てしやすい環境を作るため。</p> <p>○見込まれる事業効果 子どもの健康管理の向上、福祉の増進、子育てしやすい環境作り。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。	

8. 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展進特別事業		
義務教育	<p>学びのデジタル化推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 無線 LAN 整備及びタブレット、指導用デジタルコンテンツの整備。 ○事業の必要性 デジタル社会に対応した教育の提供により、多様で質の高い教育を 実践するため。 ○見込まれる事業効果 児童・生徒のデジタル機器活用の促進、効率的な授業の展開。 	真庭市	当該施策の 事業効果は 将来に及ぶ ものである。
	<p>学校力向上事業（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 (ALT 配置事業) ・こども園、保育園、幼稚園、小中学校に ALT を配置し、英語 教育、国際理解教育、外国文化に親しむ活動の充実、英語力 の向上を図る。 (Q-U を活用した集団作り事業) ・アセスメントツールを活用し、児童生徒の学級満足度や支援を 要する状況を把握し、問題の早期発見と早期対応を行い学校 生活の充実を図る。 (英語力向上事業) ・GTEC の結果をもとに英語力向上のため児童生徒の課題を把 握し、事業改善を行う。小中学校で一貫した共通指標を持ち指 導力向上を図る。 (地元企業と連携した学習事業) ・地元企業の協力により生徒の職業観や勤労観を育てる。 (郷育を核としたキャリア教育推進事業) ・児童生徒が、地域で学び、地域とともに育ち合う「郷育（ふるさ と学習）」の取組を推進することを通して、地域に誇りと愛着をもつ た児童生徒の育成を図る。 ○事業の必要性 児童生徒の地域への誇りと愛着の醸成を図るとともに、国際社会 で生きるコミュニケーション能力を高め、世界に通じる力をつけるた め。 ○見込まれる事業効果 児童生徒の創造性と生きる力を養い「ひと」の可能性を広げる効果 が見込まれる。 	真庭市	当該施策の 事業効果は 将来に及ぶ ものである。
その他	<p>地域連携型学校魅力化事業（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○具体的な事業内容 (高校魅力化応援事業) ・市内高校の魅力化について議論するためのシンポジウムの開催。 ・地元住民、産業界、高校による連携を進めるための WS の開催。 ・高校活動のコンテンツを中学生、保護者に発信するための支援。 ・市内の小中高校が地域の生業を取材し、地域課題解決に取り 組むフィールドワークを手段とした探究学習への支援。 (地産地消推進事業) ・学校給食の地元食材の消費推進を図り、食育を通じ地域を学ぶ ことを支援。 ・小売り事業者、市場、生産者が食育の重要性への意識を共有 し、事業者間が相互に連携し安全な食材が給食に提供されること を促進する。 ○事業の必要性 市内の高校を始め教育現場の魅力を高めることで、地域力を高 め、地域産業の維持発展や雇用確保、定住の推進を図るため。 地域の安全安心な農産品を中心とした食材を学校給食で提供す 	真庭市	当該施策の 事業効果は 将来に及ぶ ものである。

		<p>ることにより、安定した農産品の生産体制構築や児童生徒が地域の資源を学ぶ機会を図るため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>真庭の産業の将来を担う若者の自覚と誇りの意識醸成と多様な生き方を市内で学ぶ機会の創出。</p> <p>地域の資源や魅力を発見し学習する機会の提供。地産地消による農業後継者の育成拡大。</p>		
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業			
	その他	<p>未利用施設解体事業</p> <p>○具体的な事業内容</p> <p>老朽化の進んでいる施設の解体撤去を行う。</p> <p>○事業の必要性</p> <p>維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用に取り組むため。</p> <p>○見込まれる事業効果</p> <p>維持管理費の削減、魅力的な施設経営と財産活用の実現。</p>	真庭市	当該施策の事業効果は将来に及ぶものである。